

副 本

平成 27 年（ワ）第 180 号 損害賠償請求事件

原 告 高田一男 外 150 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

最終準備書面

令和 2 年 7 月 10 日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

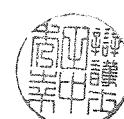
被告訴訟代理人弁護士

棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

青 木 翔 太 郎



被告訴訟復代理人弁護士

貞 弘 賢 太 郎



同

石 神 倭 平



第1	はじめに	5
1	本訴訟における原告らの請求について	5
2	本件の認定・判断にあたって留意されるべき点	7
(1)	精神的損害の算定における裁判所の裁量の限界について	7
(2)	原子力損害賠償紛争審査会の制度趣旨及び「一般的な指針」の果たすべき機能について	8
3	本書の構成	9
第2	被侵害利益の捉え方に関する原告ら主張の誤り	9
1	「故郷」を被侵害利益として捉えることができないこと	9
(1)	「故郷」の意義及び外延が不明確であり、被侵害利益として捉えることができないこと	9
(2)	「故郷」に対する主観的な愛着自体は法律上保護される利益に当たらないこと	14
(3)	小括	16
2	避難に伴い元の居住地で形成していた生活基盤やコミュニティからの隔絶を余儀なくされることによる精神的苦痛を法益侵害と捉えるとしても、避難に伴う精神的苦痛と不可分一体のものとして評価すべきであること	16
(1)	各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤における生活の中で受けていた利益の喪失・変容を、避難による精神的苦痛と切り離された独立の利益侵害と捉えることができないこと	16
(2)	生活基盤・コミュニティの喪失に係る精神的苦痛は既払いの慰謝料において評価済みであり、別途に賠償されるべき損害はないこと	18
(3)	本件事故に関する裁判例	19
(4)	小括	20
3	「故郷」の喪失・変容の事実自体が認められず、何らかの変容があるとしても既払い金で評価済みであること	21

(1) 旧緊急時避難準備区域	21
(2) 旧避難指示解除準備区域	23
(3) 仮に「故郷」に何らかの変容があったとしても、被告の公表賠償基準に基づく支払とは別に賠償されるべき慰謝料はないこと.....	24
第3 被告が支払済みの賠償額が十分なものであり、さらに賠償されるべき精神的損害は認められないこと	25
1 中間指針等の機能・位置付け	25
(1) 原賠法が制度化した紛争処理システムから来る裁量の限界	25
(2) 中間指針等を踏まえた慰謝料額は原告らの精神的損害を十分に填補する水準にあること	28
(3) 被告の公表賠償基準に基づく金額を超える慰謝料の認定は限定的であるべきであり、これを下回る慰謝料の認定がなされるべき場合も当然にあること.....	30
2 財産的損害を含めて十分な賠償を行っていること.....	33
(1) 慰謝料の認定において財産的損害の賠償状況が十分に考慮されなければならないこと	33
(2) 財産的損害を含めて十分な賠償が行われ、本件事故前後の「差」としての損害が填補されていること	35
3 慰謝料の増額を基礎付けるような故意又はそれに匹敵する重過失はないこと	38
第4 区域ごとの賠償額の十分性	38
1 旧緊急時避難準備区域	38
2 旧避難指示解除準備区域	63
第5 弁済の抗弁	74
1 弁済の抗弁に関する基本的な考え方：被告が弁済の抗弁として主張する既払い金の合計額が費目を問わず弁済充当されるべきであること	74

(1) 本件事故に基づく損害賠償請求権である以上、損害の費目を問わず請求権として 1個であること.....	74
(2) 一部請求における弁済の抗弁の判断方法について	76
(3) 訴訟物1個説及び外側説からの帰結.....	77
(4) 当事者の合理的意思の観点からも既払い金が費目を問わず損害に充当されるべき であること	78
(5) 裁判例	80
(6) 小括	82
2 本訴訟における弁済の抗弁の主張	82
3 世帯内の構成員間での弁済の充当が認められるべきであること	83
(1) はじめに.....	83
(2) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分を一括して受領していること	83
(3) 世帯で共通する部分がある損害として認めるべきこと	84
(4) 出捐の受益者が不可分であること	85
(5) 裁判例等.....	86
(6) 世帯内充当の方法	89
第6 おわりに	90

第1 はじめに

1 本訴訟における原告らの請求について

本訴訟は、本件事故当時、福島県南相馬市原町区のうち、本件原発から半径20キロメートル圏内の旧避難指示解除準備区域（平成28年7月12日に避難指示が解除），又は本件原発から半径20キロメートル圏外30キロメートル圏内の旧緊急時避難準備区域（平成23年9月30日に区域指定が解除）のいずれかに居住していた原告らが、被告に対し、民法709条又は原賠法3条1項に基づき、本件事故による精神的損害（慰謝料）の賠償を求めるものである。

原告らは、「避難慰謝料」として各自月額35万円を請求するほか、これとは別途に「故郷喪失・変容慰謝料」として、旧避難指示解除準備区域に居住していた原告らについては各自2000万円、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らについては各自1000万円を請求し、あわせて平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

かかる請求にあたり、原告らは、以下の要素を含む「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」が侵害されたと主張する。

- ① 地域生活利益（地域生活享受権）：地域社会における緊密な人間関係を基礎に、地域コミュニティが果たしている多面的かつ複合的な機能による利益。
- ② 居住生活利益ないし基本生活権

このような原告らの主張は、被侵害利益と損害の捉え方を誤っており、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく金額を超える慰謝料は到底認められない。すなわち、原告らの主張によれば、「避難慰謝料」と「故郷喪失・変容慰謝料」はいずれも本件事故による「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」の侵害によって生じたものであ

るという点において共通するが、前者は「平穏な生活環境を一定期間失つたことから派生した避難生活による著しい日常生活阻害について、その填補（原状回復）を求めるもの」であるのに対し、後者は「各自の生活基盤から享受できていた有形無形の諸利益」が将来にわたって失われたことについて賠償を求めるものであるとし、これらを別個の損害項目として請求する。しかし、原告らが主張する「平穏な生活環境」と「各自の生活基盤から享受できていた有形無形の諸利益」はその性質上、一体不可分のものであって、そもそも別個の被侵害利益として切り分けることができない。

原告ら自身、「避難慰謝料」と「故郷喪失・変容慰謝料」はいずれも「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」の侵害から生じる慰謝料であって、いずれも「地域生活利益（地域生活享受権）」と「居住生活利益ないし基本生活権」という2つの要素を含むものであると説明することからも、2つの慰謝料がその内実において共通する利益への侵害に対するものであることは明らかである。そうであるにもかかわらず、仮にこれらの要素を単純に切り離した上で別個の被侵害利益に対する侵害として評価し算定額を積み重ねるとすれば、重複する要素を損害として二重評価する結果を生じ、損害の評価として妥当でない。

他方、被告は、避難が強制された区域（本訴訟の原告らの居住地のうち旧避難指示解除準備区域）の住民のほか、健康影響を及ぼす程度の放射性物質の飛来もなく避難が強制されなかった区域（本訴訟の原告らの居住地のうち旧緊急時避難準備区域）の住民に対しても精神的損害の賠償を行つており、1人当たりの慰謝料の提示賠償額は、旧避難指示解除準備区域につき850万円、旧緊急時避難準備区域であっても180万円となっている。いずれの区域に関しても、慰謝料の金額自体、それぞれの区域における利益侵害の程度に鑑みて十分な水準にあるといえるものであるが、さらに、これらの慰謝料とは別途に各種の財産的損害の賠償も行っている。

このような賠償の実態を勘案すれば、原告らが本件事故によって被った損害については既払いの賠償金によって十分に填補されていることが明らかである。

したがって、原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

2 本件の認定・判断にあたって留意されるべき点

上記のような原告らの請求について認定・判断をするにあたっては、特に次の2点に留意すべきである。

(1) 精神的損害の算定における裁判所の裁量の限界について

第1に、精神的損害の算定に関する裁判所の裁量の内在的な限界に留意する必要がある。

すなわち、精神的損害の額は、精神的苦痛の程度を比較した上で客観的・数量的に把握することが困難であるため、その算定及び評価は裁判所の裁量によるが、それは完全な自由裁量ではなく、裁判所の裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲内にとどまることを要する（最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）。

本件事故による原告らの精神的損害の算定・評価にあたっても、社会通念により相当として容認され得る範囲内の裁量権の行使であるといえなければならないものであるところ、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく賠償額は、過去の裁判例等に照らしても十分な水準にあり、そのような先例について何ら参照・検討することなく損害額の認定・評価がなされるべきではない。

特に、被告は精神的損害の賠償とは別途に、財産的損害についても各種の項目による手厚い賠償を行っており、そのような賠償が原告らを含む被災者にとって避難先での生活の安定を取り戻す一助となり、最終的に避難を終えて新たな生活基盤や平穏な生活を回復するのに大いに寄与

していることは明らかである。精神的損害の算定においては、このような賠償全体の状況が十分に考慮されるべきであって、これを考慮することなく精神的損害の認定・評価がなされる場合には、社会通念上裁量権の行使として相当な範囲を逸脱するものというべきである。

(2) 原子力損害賠償紛争審査会の制度趣旨及び「一般的な指針」の果たすべき機能について

第2に、原子力損害の特殊性に照らして原賠法が制度化した紛争処理システムとしての原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の制度趣旨と審査会の定める指針の果たすべき機能についても、十分に留意する必要がある。

すなわち、原賠法18条1項が定める審査会制度は、原子力損害に関する紛争が極めて多数に及び得るという特殊性に配慮して、裁判所が膨大な数の訴訟でいわばパンクする状態になることを防ぐため、法が特に制度化したものであり、そのような制度趣旨からすると、審査会が定める「一般的な指針」としての中間指針等は、その性質上、当然に大多数の被害者を満足させる基準としての機能を果たすものでなければならぬ。

もちろん、精神的損害の算定・評価において考慮されるべき要素は個々の被害者によって異なり、精神的損害の額も被害者の個別事情によって異なるものであることから、個別の被害者に係る精神的苦痛の内容によっては、中間指針等が定める額を超える損害が算定・評価され得ることは否定されない。

しかしながら、中間指針等が「一般的な指針」としての機能を果たすために、被害者固有の個別具体的な事情について具体的な主張及び証拠に基づく認定がなされる場合は格別、そうでない限り、「中間指針等が定める賠償額」を超える損害が認定されることなどあってはならない。詳細については後記「第3」1のとおりである。

3 本書の構成

以上を踏まえ、本書面においては、原告らの主張する被侵害利益の捉え方及び慰謝料の算定の誤りを指摘した上で（下記「**第2**」），被告による賠償金額が十分なものであってさらに賠償されるべき精神的損害は認められないことに関し、総論的な視点（中間指針等の機能・位置付けの点、財産的損害を含めて手厚い賠償がなされている点）（下記「**第3**」1～3）及び本件事故時点での原告らの居住地ごとの賠償額の十分性（下記「**第4**」）を論じた上で、仮に損害が認められた場合の弁済の抗弁に関する考え方について詳述する（下記「**第5**」）。

なお、本書のほか、原告ら各人の個別事情を踏まえた主張については各個別準備書面、原告らの本件事故時点における居住地の状況については「被告準備書面（6）」「被告準備書面（12）」「被告準備書面（13）」及び「被告準備書面（22）」において詳述するとおりである。

第2 被侵害利益の捉え方に関する原告ら主張の誤り

1 「故郷」を被侵害利益として捉えることができないこと

（1）「故郷」の意義及び外延が不明確であり、被侵害利益として捉えることができないこと

原告らは、「避難慰謝料」としての各自月額35万円の請求のほかに、「故郷喪失・変容慰謝料」として、旧避難指示解除準備区域に居住していた原告らについては各自2000万円、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らについては各自1000万円を請求している。

原告らが「故郷喪失・変容慰謝料」と呼称する慰謝料の内容につき、原告らは、本件事故前には「各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤から有形無形の諸利益を享受することで、平穏な生活を営んでいた」ところ、本件事故により「生産人口の減退等による地域コミュニティ等

の生活基盤の衰退という形で、これまでその生活基盤から享受できていた有形無形の諸利益を（程度に差こそあれ）将来にわたって喪失することとなったことによる慰謝料であるなどと主張する（原告ら「準備書面（104）」2頁）。また、「故郷」が含む要素として、「コミュニティ」「自然」「自宅」「文化」「生産の場としての地域」などを挙げる（原告ら「準備書面（104）」10～17頁）。

しかし、これら各種の要素を含む「各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤」なる自然環境的・社会環境的条件は、個々人によって異なり、そこから受ける利益の有無・内容やそれに対する心情等はさまざまであって、いかなる内容の自然環境的・社会環境的条件であればそこから得られる利益を法律上保護される利益とみることができるのか、その外延が全く明確でない。

このように、原告らが観念する「故郷」は極めて抽象的であり、その外延が全くもって不明確であるため、「故郷」自体を不法行為法上の保護法益として捕捉することはできず、法律上保護される利益とは認められない。

実際、本訴訟の原告らをみても、子供から高齢者まで多様な年齢層にわたるほか、先祖代々受け継いだ土地で長年にわたり居住していた者（原告番号1ほか）、大学進学を機に居住地を離れる予定があった者（原告番号11-3ほか）、生まれてからの居住歴が短い子供（原告番号2-5、2-6ほか）など居住地での生活歴もまちまちであり、その職業等についても農業を営んでいた者（その中でも専業農家であった者（原告番号2-1、2-2ほか）や兼業農家であった者（原告番号4-1ほか））、会社員や公務員等として稼働していた者（原告番号2-3、2-4ほか）、会社経営者であった者（原告番号1ほか）、児童・学生（小学生として原告番号2-5、2-6、中高生として原告番号6-4、専門学校生として原告番号6-3、他県の大学に進学予定であった者として原告番号11-3ほか）など区々である。このように原告らの年齢

や生活状況が多様であることに伴い、各自が居住地においてどのような「コミュニティ」に属し、「故郷」からどのような利益を受けていたかについても、「縁日のお参り」を挙げる者（原告番号2ら）、田畠での「耕作」を挙げる者（原告番号2ら）、「部落の行事」「若妻会」「消防団」を挙げる者（原告番号3ら）、「（神社への）お参り」「運動会」「文化祭」「婦人会」「老人会」「青年団」「盆踊り」「花植えや道路の草刈り（老人会）」「盆踊りの準備や神楽舞（青年団）」を挙げる者（原告番号4ら）、「家庭菜園」「おすそ分け」「山菜やキノコ採り、釣り」を挙げる者（原告番号5ら）、「収穫祭」「夏休みの親子会」「お墓掃除」を挙げる者（原告番号10ら）、「新緑や紅葉」を挙げる者（原告番号11ら）、「いも煮会」「花見」を挙げる者（原告番号17ら）など多種多様である。このように、本訴訟における原告らの「故郷」との関わり方の多様性からも、いかなる内容の自然環境的・社会環境的条件に関し、どの程度の関与をし、そこから得られる利益をどの程度享受していれば法律上保護される利益とみることができのか、その外延が全く明確でない。

また、原告らが「故郷」として主張する「各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤」やその要素であるとする「コミュニティ」「自然」「自宅」「文化」「生産の場としての地域」等の自然環境的・社会環境的条件は、当然ながら不斷に変化するものであり、排他的に住民が享受できるものではなく、たとえ一定期間、特定の個人（住民）にとって望ましいと思われる状態があったとしても、そのような状態が長期的に保持されることが当然に期待できるものではない。これを本訴訟の原告らが挙げる「コミュニティ」や「故郷」から受けていた利益に関する主張との関係でみても、「部落の行事」「若妻会」「消防団」「運動会」「文化祭」「婦人会」「老人会」「青年団」「盆踊り」「花植えや道路の草刈り（老人会）」「盆踊りの準備や神楽舞（青年団）」「収穫祭」「夏休みの親子会」「いも煮会」「花見」などはいずれも地域における

人口変動やこれらの活動・イベントに関する考え方の変化等の影響によって、時代とともに活動継続の有無や内容には変化が生じるものである。すなわち、ある時期に特定の地域において、そこにある自然環境的・社会環境的条件の下にある生活基盤の恵沢を享受していたとしても、それは当該地域にそのような条件が備わっていたことによる反射的利益に過ぎず、当該地域の居住者が生活基盤の恩恵を享受することを期待したとしても、それは事実上の期待に過ぎず、法律上保護される利益であるとはいえない。

なお、外的環境の変化とこれによる個人の法益への侵害が問題となつた例としては、最判平成18年3月30日民集60巻3号948項がある。同最判は、「景観利益」に関し、景観の保護を目的とした法律や条例が制定されていることを理由に挙げて「法律上保護に値する」と判断しているもので、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているものということができる」としている。

これに対し、本訴訟において原告らが主張する「故郷」なる利益は、法規制によって維持されることが保障されているものではない。自然環境的・社会環境的条件は不斷に変化するものであり、ある時点においてある地域に特定の自然環境的・社会環境的条件が存在していたとしても、その地域に居住する住民において、当該自然環境的・社会環境的条件が長期的に保持され、そのような条件下での生活を継続できることが必ずしも保障されているものではなく、仮に一部の住民においてそのような条件が将来にわたって継続されることを望み、期待していたとしても、それはあくまで事実上の期待に過ぎず、そのような期待が法的に保護されるとみるとみることはできない。

また、同最判は、「景観利益」の侵害が認められるための要件について、「ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるために

は、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。」と判示しており、景観が損なわれた場合に直ちに法益侵害が認められたとしたものではない。これを本件事故についてみると、帰還困難区域等の限られた地域を除いては、すでに安全性が確認された上で避難指示等が解除されており、旧避難指示解除準備区域については、本件事故により居住者は避難を余儀なくされたものの、一定のインフラの復旧がなされることを前提として自治体とも協議の上、平成29年4月1日までに、順次、避難指示等が解除されている。

特に、南相馬市内の旧避難指示解除区域については、平成28年7月12日に避難指示が解除され、生活インフラの復旧や居住者の帰還も着実に進み、実際に相当数の住民が帰還して生活を再開している実情にある。

加えて、被告としても、本件事故以来、従業員らによる延べ50万人を超える復興支援活動（避難指示区域等における居宅の清掃・片付け、除草・除雪、一時帰宅対応等）や延べ40万人を超える除染等推進活動（乙A256）を行ってきたほか、帰還に向けた住居確保のための費用等を含めた賠償の実施、自治体等に対する除染費用等の賠償の実施等、住民らの帰還の促進に資する様々な措置を講じてきたものである。これらの状況を踏まえると、避難指示等の解除及びその後の相当期間の経過後については、刑罰法規や行政法規に違反し、あるいは公序良俗違反や権利濫用に該当するような社会的に相当性を欠く状態がなお継続しているとは評価し得ない。

他方、被告は、元の居住地への帰還ではなく、他所への移住を選択した者に対しても、移住先住居の確保に係る費用を含めた財産的損害の賠償を実施しており、仮に住民の一部がそのような賠償を受け移住をした

場合には、元の居住地周辺の社会環境的条件には（間接的には自然環境的条件にも）変化・変容が生じることとなる。しかし、移住を選択した者がいることにより生じたそのような自然環境的条件・社会環境的条件の変化・変容が、原告らの法律上保護される利益の侵害を基礎付ける事実に当たると認定されるならば、かかる事実認定は、帰還するか移住するかについての各住民の自律的な選択の結果を不法行為法上違法としたに等しく、そのような認定は経験則に反するものであるといわざるを得ない。

したがって、前掲最判平成18年3月30日との対比の観点からも、本訴訟において原告らが主張する「故郷」を法律上保護される利益とみることはできず、また、仮にその点を措くとしても、「故郷」に対する違法な侵害が避難指示等の解除及びその後の相当期間の経過後も継続していると評価することはできない。

（2）「故郷」に対する主観的な愛着自体は法律上保護される利益に当たらないこと

原告らは、「コミュニティ」「自然」「自宅」「文化」「生産の場としての地域」等の要素を含む「各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤」における生活の中で各自が受けていた利益の総体を「故郷」と呼称する。

しかし、法益侵害の有無については、「侵害に対して賠償を求め得べき精神的利益は、ある程度重要であり、直接的であり、かつ客觀性をもつものでなければならない」とされているところ（千種達夫『慰謝料額の算定（総合判例研究叢書（4）』87～89頁），これを原告らの主張する「各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤」における生活の中で各自が受けていた各種の利益に当てはめて検討すると、そのような各種の利益は、他者の存在をはじめとする各種の条件に必然的に依拠するものであって、それを享受する主体が自ら直接支配し、管理処分

し得るものではなく、侵害に対して賠償を求めるべき精神的利益として直接性を欠く。また、各自がその生活基盤から受けていた利益の内容や重要性は当然ながら人によって異なるものであって、侵害に対し賠償を認め得べき客觀性を有していたものとも評価できない。さらに、仮に原告らが、生活基盤における生活の中で各自が受けていた利益を離れて、仮に原告らが単に「故郷」あるいは「各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤」に対する思い入れが害されたといった主觀的な心情を問題としているのであれば、そのような心情はまさに客觀性を欠き、法律上保護される利益に当たると評価することはできない。

なお、原告らは「故郷」の重要な要素として近隣住民との交流等を内容とする「コミュニティ」、居住地近隣の「自然環境」、地域に伝わる「伝統文化」等を挙げることから（原告ら「準備書面（104）」10～15頁），原告らのいう「故郷」は特定の地域社会との結びつきを前提とするものであると思われる。この点について、水野謙学習院大学法学部教授は、被侵害利益については個人に即した法益を措定する必要があるところ、仮に人格の形成・発展の基盤となる役割を果たす「コミュニティ」なるものをかかる法益と結びつけたとしても、このような人格の形成・発展の基盤となる「コミュニティ」とは「地域」と密接不可分なものでもなければ、行政区と結びつくものでもなく、私的な世界又は人と人との関係性に見出されるものであり、「人格的な価値を発展させ、人格的利益を自律的に形成していく可能性や機会」こそが被侵害法益の核心であると指摘している（乙A257（「鑑定意見書」V、「1. 本意見書の要約と1審原告らの被侵害法益」））。

そして、「人格的利益がどのように侵害されているのか、という法的な議論を行う際には、そのような意味での〔引用者注：特定の場所の喪失という意味での〕『ふるさとの喪失』を抽象的に取り上げるのではなく、」「原告らにとって、人と人との関係性を築き上げることがどのように阻害され、あるいは阻害されていないのか」を検討すべきであると

し（乙A257（「鑑定意見書」Ⅲ、「5.想起される『ふるさと』」）），原告らの主張するような抽象的かつ不明確な「故郷」や「地域コミュニティ」との結び付きそれ自体や、これらに対する主観的な心情自体を被侵害利益であるとは捉えていない。

なお、原告らは「故郷」の喪失・変容について、自宅や、周辺地域の農地の荒廃についても述べるが（原告ら「準備書面（104）」13～17頁），単に元の居住地から離れている間に周辺環境が変化したというだけでは、平穏生活利益と別個に法益侵害が生じたとはいえない。

また、原告らのいう「故郷」の喪失・変容について、土地の置かれた周辺環境の変化自体を問題としているのであれば、それは当該土地の価値に係る財産権侵害の問題であって、精神的損害に係る独立の法益には、いずれにせよならない。

（3）小括

以上のとおり、原告らが主張する「故郷」は、不法行為上の被侵害利益として捉えることができない。

2 避難に伴い元の居住地で形成していた生活基盤やコミュニティからの隔絶を余儀なくされることによる精神的苦痛を法益侵害と捉えるとしても、避難に伴う精神的苦痛と不可分一体のものとして評価すべきであること

（1）各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤における生活の中で受けていた利益の喪失・変容を、避難による精神的苦痛と切り離された独立の利益侵害と捉えることができないこと

原告らは、「コミュニティ」「自然」「自宅」「文化」「生産の場としての地域」等の要素を含む、「各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤」における生活の中で各自が受けていた利益の総体を、「故郷」と呼称し、こうした「故郷」の喪失や変容による精神的苦痛が避難による精神的苦痛とは別個独立に法的保護の対象になると主張する。

しかし、本件事故による避難は元居住地で形成していた生活基盤やコミュニティからの隔絶を必然的に伴うものであるから、両者は不可分の関係にあり、切り分けて評価することなどできない。

原告らの主張の内容からみても、「故郷」として原告らが主張する「各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤」（当該生活基盤には「コミュニティ」「自然」「自宅」「文化」「生産の場としての地域」等の要素が含まれると主張する。）における生活の中で各自が受けている種々の利益は、いずれについても、平穀生活利益を構成する要素にはかならない。

したがって、それらの利益を平穀生活利益から切り離してそれぞれ独立の利益とみることはできない。

そもそも本件事故により自らの居住地からの避難を余儀なくされることによって生じ得る種々の精神的苦痛に関して、どのような点でどの程度の苦痛を感じるかを細分化して把握することなどできないのであって、そうである以上、損害の評価・算定としても、本件事故から生じる種々の苦痛を複数の呼称の下に別個に捉えることが不可能かつ不合理であることは明らかである。

以上により、避難に伴い元居住地で形成していた生活基盤やコミュニティからの隔絶を余儀なくされることによる精神的苦痛について、避難による精神的苦痛と切り離された独立の利益侵害と捉えることはできない。

(2) 生活基盤・コミュニティの喪失に係る精神的苦痛は既払いの慰謝料

において評価済みであり、別途に賠償されるべき損害はないこと

原告らは、「故郷喪失慰謝料と避難慰謝料とは、填補を求める損害の内容に質的な差異がある。」「故郷喪失慰謝料と避難慰謝料を区別せずに損害認定を行うと（中略），原告らに生じた損害に対する適切な賠償が行われないという意味において、『被害の原状回復』という不法行為制度の趣旨に反するものといわざるを得ない。」などと主張しており、被告により賠償済みの慰謝料によっては填補されない別の損害があるかのように述べる。

しかしながら、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づいて支払われる慰謝料は、「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（中間指針第3－6指針Ⅰ①）や、「いつ自宅に戻れるか分からないという不安」（中間指針第3－6備考5）といった精神的損害を賠償の対象とするものであるところ（乙C1），そこで想定されている被侵害利益は、「平穏な生活」を送る人格的利益と解されている（（中島肇『原発賠償 中間指針の考え方』（商事法務，2013年））甲B1の46頁）。そして、「平穏な生活」という概念は、自ら生活の本拠として定めた居住地を意思に反して追われることがないことを当然の前提としている。

したがって、本件事故によって、避難等対象者が政府の避難指示によって避難を余儀なくされたことについて、避難後の具体的な生活状況や、従前の生活状況からの変化の有無・大小を問わずに慰謝料が賠償されているのは、本件事故による利益侵害として「自ら生活の本拠として定めた居住地からの避難を余儀なくされたこと」も対象にしているからである。そこには、放射性物質等による健康不安等に脅かされることなく平穏に生活する利益や、元の居住地におけるふるさと・コミュニティの中で生活する利益も含まれており、これらの利益が侵害されたことによる

慰謝料は、生活の本拠を離れることを余儀なくされる平穏生活利益侵害に対する慰謝料に内包される。

それにもかかわらず、避難慰謝料とは別途に故郷・コミュニティの喪失等から生じた精神的苦痛について慰謝料を認めるとすれば、同一の事実から損害を二重に評価しているといわざるを得ず、損害の評価・算定として不適切である。

以上のとおり、原告らは「避難慰謝料」とは別途に「故郷喪失・変容慰謝料」という呼称のもとに慰謝料を請求するが、これらはいずれも平穏生活利益侵害に対する慰謝料に内包されるものであるところ、被告の公表賠償基準に定める慰謝料は、平穏生活利益の侵害に対する賠償として、原告らの本件事故以前の生活基盤・コミュニティの喪失に係る慰謝料の趣旨を当然に含んだものであり、被告の公表賠償基準に定める慰謝料と別に故郷・コミュニティの喪失等による「故郷喪失・変容慰謝料」が発生するかのような原告らの主張は誤りである。

なお、原告らは「故郷喪失慰謝料と避難慰謝料を区別せずに損害認定を行うと（中略）、原告らに生じた損害に対する適切な賠償が行われないという意味において、『被害の原状回復』という不法行為制度の趣旨に反するものといわざるを得ない。」などと主張するが、不法行為制度の目的は損害の填補であり（最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁），上記のとおり、原告らが主張する「避難慰謝料」及び「故郷喪失・変容慰謝料」は、いずれも平穏生活利益侵害に対する慰謝料に内包され、填補すべき損害として評価されて賠償されているのであるから、かかる点からも原告らの主張は失当である。

（3）本件事故に関する裁判例

本件事故に関する裁判例である東京地判平成31年3月27日は、「実質的に考えても、例えば、本件事故前住居地において行っていた日常生活上の活動が阻害されたことによる慰謝料は、慣れない場所・住居

での避難生活を余儀なくされたことによって発生したと評価し得る一方で、日常生活上の活動の基盤となっていた生活基盤が損なわれたことによって発生したとも評価し得るものであり、親密な人間関係が損なわれたことについても、避難生活によって離散したことによるものであるとも、従前の生活基盤が損なわれたことによって離散を余儀なくされたことによるものであるとも評価し得るものであり、慰謝料Ⅰ（引用者注：放射能被ばくから生じる健康不安による慰謝料）と慰謝料Ⅱ（引用者注：人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による慰謝料）とは、その内容において截然と区別することが困難なものである。このような性質上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて慰謝料額を算定すると、同一の事由を二重に評価するおそれがある。」と説示している（乙A237の128頁以下）。

また、同じく本件事故に関する裁判例である福島地判平成29年10月10日判時2536号3頁においても、原告らは、人が生まれてから成長し、人格形成をするための前提となる価値の集積・結合体である「生存と人格形成の基盤」自体を破壊され、その相当部分を毀損されたなどとして、本件事故によって「ふるさと」を喪失するという精神的損害を被ったと主張したのに対し、裁判所は「原告らの主張する『ふるさと』は、平穏生活権侵害の要素として考慮するならばともかく、個人に帰属する独立した不法行為上の保護法益として認めるにはその外延が明確でなく、これを平穏生活権侵害の賠償と別個独立の損害として賠償の対象とすることは困難である。」と説示した（同判決・293頁）。

本件の原告らがいう「故郷」についても、上記裁判例が説示したように、「個人に帰属する独立した不法行為上の保護法益として認めるにはその外延が明確でなく、これを平穏生活権侵害の賠償と別個独立の損害として賠償の対象とすることは困難である」といわざるを得ない。

（4）小括

以上により、仮に「故郷」を法律上保護される利益と捉えるとしても、

それは平穏生活利益に対する侵害の考慮要素として評価するならばともかく、これとは別途に「故郷」の喪失・変容に係る損害賠償請求が認められるべきものではない。

3 「故郷」の喪失・変容の事実自体が認められず、何らかの変容があるとしても既払い金で評価済みであること

さらに、「故郷」について平穏生活利益に対する侵害の考慮要素として評価するとしても、法益の評価の前提となるそもそもの事実関係において、本件事故時点で原告らが居住していたとされる旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域のいずれについても、「故郷」の喪失を基礎付ける事実は認められない。また、本件事故前との比較において何らかの「変容」が生じたとしても、被告の公表賠償基準に基づく支払とは別に賠償されるべき慰謝料はない。以下、これらの点を順に論じる。

(1) 旧緊急時避難準備区域

旧緊急時避難準備区域については、そもそも健康影響を生じさせる程度の放射性物質の飛来はなく、それゆえ強制的な避難が求められることもなく、緊急時に避難を準備するという区域の指定も本件事故から約半年後の平成23年9月30日をもって解除されている。区域の解除後は、教育機関、行政機関、公共交通網、商業施設、医療機関など、社会生活に必要な施設も再開されており、特に原告らが居住していた南相馬市原町区に関しては、ライフラインや公共施設、公共交通機関、医療施設、教育施設、商業施設などの生活インフラが区域指定の前後を通じ平成23年4月から5月にかけて順次復旧・再開するなど、生活に支障のない状況が旧緊急時避難準備区域の中でも比較的早期に取り戻されている（その状況の詳細は、「被告準備書面（6）」「被告準備書面（13）」において述べたとおりである。）。

また、原告らが本件事故時に居住していた南相馬市原町区の人口の推移（旧緊急時避難準備区域を限らない同区全体の人口の推移）は以下のとおりである（「被告準備書面（6）」18頁より再掲）。

日付	人口
平成23年2月28日	4万7050人
平成23年3月31日	4万6452人
平成23年4月30日	4万5823人
平成23年10月31日	4万4171人
平成24年4月30日	4万3493人
平成24年10月31日	4万3303人
平成25年4月30日	4万2968人
平成28年6月30日	4万2721人
平成28年7月31日	4万2672人
平成29年2月28日	4万2693人

本訴訟の原告らについても、本件事故時に旧緊急時避難準備区域に居住していた原告ら82名のうち、平成23年4月22日までに本件事故時の自宅（本件津波により被災した者については、南相馬市原町区の旧緊急時避難準備区域内において別途確保した住居）に帰還した者が24名（この中にはそもそも避難を実施していない者が含まれる）、同じく、同年9月30日までに帰還した者が延べ61名となっている（各原告の帰還時期については、被告の個別準備書面において主張したとおりである。）。

このように、旧緊急時避難準備区域の原告らがその生活基盤の中で各々受けている利益のうち、ある程度重要であり、直接的であり、かつ客觀性を有するものは全て回復されたというべきであり、侵害に対して

賠償を求めるべき精神的利益としての「故郷」が侵害された事実はないほか、客観的な地域の状況に関する事実関係としても、旧緊急時避難準備区域において「故郷」すなわち生活の本拠や生活基盤が変容したと認める余地はなく、まして喪失が生じていないことは明白である。

(2) 旧避難指示解除準備区域

旧避難指示解除準備区域に関しては、本件事故により居住者が避難を余儀なくされたものの、一定のインフラの復旧がなされることを前提として自治体とも協議の上、平成29年4月1日までに避難指示等が順次解除されている。

特に、原告らが居住していた南相馬市内の旧避難指示解除準備区域に指定されていた区域については、平成28年7月12日に避難指示が解除されており、実際に相当数の住民が帰還して生活を再開している（その状況の詳細は、「被告準備書面（6）」「被告準備書面（12）」において述べたとおりである。）。すなわち、南相馬市内の旧避難指示解除準備区域については、平成28年7月12日以降は帰還して生活を営むのに支障がない状態に至ったこととなり、解除後はさらなる生活インフラの復旧や居住者の帰還も着実に進んでいる。

また、原告らが本件事故時に居住していた南相馬市原町区の人口の推移（旧避難指示解除準備区域に限らない同区全体の人口の推移）は上記（1）で述べたとおりであるほか、本訴訟の原告らについても、本件事故時に旧避難指示解除準備区域に居住していた原告ら67名のうち、現在までに他所へ移住をした者は17名であり、移住をしていない50名のうち、平成30年3月31日までに帰還した者が33名であって、着実に帰還が進んでいる。

このように、原告らがその生活基盤の中で各自が受けている利益のうち、ある程度重要であり、直接的であり、かつ客觀性を有するものは、避難指示の解除までに回復されたというべきであり、侵害に対して賠償

を求めるべき精神的利益としての「故郷」が侵害された事実はないほか、客観的な地域の状況に関する事実関係としても、南相馬市内の旧避難指示解除区域における空間放射線量の推移や、生活インフラの復旧、居住者の帰還状況にも鑑みれば、原告らが主張するような「故郷」の喪失を基礎付ける事実自体およそ認められない（区域の状況の詳細は、「被告準備書面（6）」「被告準備書面（12）」において述べたとおりである。）。

（3）仮に「故郷」に何らかの変容があったとしても、被告の公表賠償基準に基づく支払とは別に賠償されるべき慰謝料はないこと

前記（1）及び（2）で述べたとおり、本件事故時点では原告らが居住していた地域に関し「故郷」の喪失の事実は認められないものの、仮に、本件事故が発生する前と比較して、本件事故時点の原告らの居住地になんらかの変容が生じたとしても、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく支払とは別に填補されるべき損害が生じたものとは評価しえない。すなわち、本件事故による被侵害利益は平穏生活利益であると捉えられるところ、かかる利益侵害による精神的苦痛はその性質上、新たな環境の下での生活が継続されるにつれ、時間の経過に従って低減するにもかかわらず、被告は、被告の公表賠償基準において賠償対象期間としている全期間を通じて一律に月額10万円の計算で慰謝料の賠償を行っている。

避難指示が解除された後は避難を強いられているものではなく、元の居住地に帰還して生活を営むのに支障がない状態に至っているにもかかわらず、個別の事情によらずに（特に南相馬市内の旧避難指示解除準備区域については平成28年7月12日に避難指示がすでに解除されているにもかかわらず）、賠償対象期間の全期間（旧避難指示解除準備区域については平成30年3月まで、旧緊急時避難準備区域については平成

24年8月まで)を通じて一律に月額10万円の計算で慰謝料の賠償がされているのは、避難の長期化から来る不安・苦痛のほか、帰還した場合に旧居住地に「変容」があるとすればこれによって生じる不便や苦痛に対する慰謝の趣旨を含むものである。

また、被告は上記慰謝料の賠償とは別途に各種の財産的損害の賠償を実施している。

「故郷」に何らかの変容が生じたと評価するとしても、かかる財産的損害の賠償により、元の居住地における生活を再建し「故郷」に生じた変容を取り戻すための原資が賄われている。

したがって、原告らが被侵害利益であると主張する「故郷」について、何らかの変容が生じたと評価するとしても、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく慰謝料及び財産的損害に対する賠償と別途に賠償されるべき精神的損害の発生を認めることはできない。

第3 被告が支払済みの賠償額が十分なものであり、さらに賠償されるべき精神的損害は認められないこと

以下においては、本訴訟における原告らの請求の当否を判断するにあたって留意すべき中間指針等の機能・位置付けや（下記1），財産的損害を含めて十分な賠償がなされているとの点（下記2）及び被告には慰謝料の増額を基礎付けるような故意又はそれに匹敵する重過失はないこと（下記3）を述べた上で、本件事故時点で原告らが居住していた区域ごとの賠償額の十分性について、旧緊急時避難準備区域（下記「第4」1），旧避難指示解除準備区域（下記「第4」2）の順に論じる。

1 中間指針等の機能・位置付け

（1）原賠法が制度化した紛争処理システムから来る裁量の限界

精神的損害の算定・評価における考慮要素は、個々の被害者によって

異なるものであり、したがって精神的損害の額も被害者の個別事情によって当然に異なる。このような精神的損害の算定・評価の特殊性に照らし、精神的損害は裁判所の裁量により算定・評価される（最判昭和38年3月26日第三小法廷判決・集民65号241頁）。

このような裁判所の裁量には、2つの限界が伴う。

第1の限界は、精神的損害の算定・評価が被害者の個別事情に基づく裁量評価であることから来る内在的な限界である。

この点については、後記「**第4**」1(4)（旧緊急時避難準備区域）及び「**第4**」2(4)（旧避難指示解除準備区域）において、参考となる裁判例について述べる。

第2の限界は、原子力損害の特殊性に照らして、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る限界である。

すなわち、原子力発電所等において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにわたり、原子力損害の賠償をめぐる紛争が多数生ずることが予想される。

そして、多数の紛争が裁判所に係属した結果、事件処理に長時間を要し、多数の被害者の実体法上・手続法上の権利が害されることとなる上、原子力事故とは無関係の一般的な事件処理も遅滞することは必至である。

そのような事態が生じれば、原子力事故の被害者のみならず、国民一般の裁判を受ける権利が害されることにもなり得る。

原賠法18条1項は、「文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この章において「審査会」という。）を置くことができる。」と定め、迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を

行うこと」（同条2項1号）と並び、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同条2項2号）を掲げている。

そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」（同項3号）をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条）。

こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討をし、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の平成23年4月11日付にて第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、その後原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定等の指針が順次策定されている。

本件事故に関して設置された審査会の委員は計10名であるが、そのうち法律の専門家は6名（民法の研究者が3名、環境法の研究者が1名、行政法の研究者が1名、弁護士（元東京高裁判事）が1名）である。

また、研究者の多くが東海村JCO臨界事故あるいは原賠法の改正にも関与しており、中間指針等の策定にあたってはその知見や経験が最大限活用されている。

審査会は、平成23年4月に設置されて以来、公開の場での審議を重ね、本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体等からの聴取等を行い、その被害の実情を把握した上で、多数の被害者に対して適用されるべき公平・適切な原子力損害の賠償の範囲・基準について、

中間指針等を策定・公表している。

実際にも、このような経緯で策定・公表されている中間指針等は、自主的な紛争の解決において用いられ、圧倒的多数の被害者が同指針に基づく賠償を受け入れて紛争が解決されており、審査会が企図したとおり、すでに本件事故に関する紛争解決にあたって重要な役割を果たしているのであって、中間指針等は尊重されるべき実質を有する。

以上のような原賠法に基づく一連の制度の趣旨に照らすと、審査会が定める「一般的な指針」は、裁判所の紛争処理を遅滞させない内容を有する基準である必要が存する。

圧倒的多数の被害者が「一般的な指針」に定める基準による賠償を受け取ることにより損害が填補されたと考える中で、裁判所が個別事情を考慮することなしに「一般的な指針」が定めるよりも高額の精神的損害を認定した場合、多くの被害者が「一般的な指針」の基準を超える金額の賠償を求めて提訴に至ることが予想され、その場合にはもはや「一般的な指針」は機能しなくなる。

したがって、精神的損害の算定にあたっては、原子力損害の特殊性に鑑み、法が審査会制度を特に制定したことから、論理必然的に、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る裁判所の裁量の範囲の限界があることになる。

(2) 中間指針等を踏まえた慰謝料額は原告らの精神的損害を十分に填補する水準にあること

上記のとおり、中間指針等は、原賠法18条に基づいて設置された審査会により定められた自主的紛争処理基準であり、裁判によらずとも迅速かつ適切な被害回復を図ることを目的として策定されたものである。

多数にのぼる被害者に対して迅速かつ適正な賠償を行うための自主的紛争処理基準としての中間指針等の機能からすると、大多数の被害者が訴訟を選択しないとしても十分な賠償を得たと認識するに足りる賠償額

を示しているものである。

そして、中間指針等を「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、大多数の被害者にとって類型的に想定し得る最大限の賠償額を示す実質を有するものとするため、審査会は、交通事故における損害賠償の基準や実務、過去の裁判例等を踏まえて、各区域における客観的な状況や想定される精神的苦痛等の被害の実態を最大限考慮の上で、大多数の住民にとって裁判における賠償額以上の金額となるように中間指針等を定めている。

すなわち、中間指針等が定める賠償額は、大多数の被害者の被害態様やそれに伴い生ずる精神的苦痛を最大限考慮したものであって、大多数の被害者に賠償されるべき精神的損害の数額を上回る金額を定めているものである。

このように中間指針等が定める賠償額が大多数の住民にとって十分な金額水準にあることは、原子力損害賠償紛争審査会の委員を務める中島肇弁護士（元裁判官）が、『原発賠償中間指針の考え方』（商事法務、2013年）の「はしがき」において、「中間指針に基づく賠償は、（ADRも含め）あくまで原子力損害の賠償に関する『当事者による自主的な解決』（原賠法18条1項）に資するための規範であり、しかも、その規模と背景において、『国家補償』の性質を帯びているといわざるを得ないことなどの特殊性があり、伝統的な損害賠償法の理論の枠を超えているとみられる余地もあること、したがって、裁判所による損害賠償請求においては、中間指針は規範性を有しないこと（賠償額が指針よりも少額になりうること）に留意する必要がある。」と述べていることからも明らかである。

実際、令和2年6月末日時点で訴えを提起した被害者は全体の約0.8%（提訴者約1万3000人／総数約166万人）に過ぎないとの事実が示すとおり、大多数の被害者は被告に対する直接の請求を通じ、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく賠償金を受領することで、

自らの損害を回復するための請求を終えており、訴訟提起に及んでいない。このような観点からも、中間指針等が定める賠償額の水準は被害者に共通する最低限の基準を示したものなどではなく、大多数の被害者において生じた損害を上回ると被害者自身に認識されていることは明らかである。

上述のように、法は原子力損害の特殊性に鑑み、特に審査会制度を制定したものであり、中間指針等は、法の定め（原賠法18条）に基づいて設置された審査会により定められた「一般的な指針」であることから、精神的損害の算定にあたっては、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る限界がある。そのため、中間指針等を踏まえた慰謝料額によつても填補されない損害が原告らの個別事情に基づき主張・立証されない中でこれを超える損害を認定することは、法の趣旨に反するものであり、したがつて、そのような認定は精神的損害の算定・評価における裁判所の裁量を逸脱するものとして裁量違反の違法が生じることに留意されるべきである。

(3) 被告の公表賠償基準に基づく金額を超える慰謝料の認定は限定的であるべきであり、これを下回る慰謝料の認定がなされるべき場合も当然にあること

ア 被告の公表賠償基準に基づく金額を超える慰謝料の認定は限定的であるべきこと

上記（1）のような中間指針等の位置付けや機能のほか、実際にも大多数の被害者が中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく賠償金を受領することで紛争に至っていないこと等に鑑みると、中間指針等の定める賠償額によつても填補されない損害が個別事情に基づいて主張・立証されない限りは、これを超える損害の認定がなされるべきではなく、そのような主張・立証がないにも関わらず既払い金を

超える慰謝料の認定がなされた場合には、そのような認定は裁量権の行使として社会通念上相当として容認され得る範囲を超えるものである（最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）。

この点、本件についていえば、各原告が有する個別事情をみたとしても被告による既払い金を超える損害の立証がないことについては、各原告らに係る個別準備書面において別途詳細に述べるとおりである。

イ 自主賠償額を下回る慰謝料の認定がなされるべき場合も当然にあること

上記（1）においても述べたとおり、精神的損害の算定・評価における考慮要素は個々の被害者によって異なるものであり、したがって精神的損害の額も被害者の個別事情によって当然に異なる。

このように各自の精神的損害の算定・評価が個々の被害者の個別事情に基づく検討事項である以上、個別事情によっては、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく金額を下回る慰謝料額も認定されるべき場合も当然ながら存する。

かかる理は、中間指針等が定める慰謝料の賠償対象期間の満了前に避難生活自体を終了したとみられる場合や、本件事故当時から別の住居があり避難生活や元の居住地での生活の喪失による精神的苦痛が一般的な避難者よりも小さい場合、津波被害によってそもそも避難を余儀なくされている場合等の例を想起すれば明らかである。

実際に、本件事故に関する裁判例の中には、中間指針等に定める賠償額に満たない金額の損害が認定されたケースも存する。

例えば、本件事故により避難を余儀なくされた被害者からの個別の訴訟においては、中間指針等に基づいて計算される慰謝料の賠償を求める原告らの請求に対し、「私が裁判手続によって本件事故に基づく損害の賠償を求める場合においては、中間指針等の内容は考慮すべきであるものの、最終的には、当事者の行う訴訟活動に基づき、認定

された個々の事情に応じて賠償の対象となる損害の範囲及び額を定めるべきものである。」として、個別の事情に鑑み、本件事故当時に帰還困難区域に居住した者について、慰謝料額として中間指針等の定める賠償水準（当該原告からは本件事故後3年分の精神的損害の賠償を請求されているところ、中間指針等が慰謝料の計算の基礎とする月額10万円で計算すれば、中間指針等の定める賠償水準は360万円となるはずである。）を大幅に下回る70万円の慰謝料が認定された裁判例がある（福島地判平成27年9月15日（乙A258の1及び2））。

また、前橋地判平成29年3月17日（乙A259参照）においては、基本的に全ての世帯に対する原告本人尋問が実施された上で原告ら各自の避難経過等の個別事情が考慮された結果、被告の公表賠償額を下回る慰謝料額が認定された原告が複数存在している。

さらに、札幌地判令和2年3月10日（乙A235）は、帰還困難区域の居住者であった原告らの精神的損害について、中間指針等に定める1450万円を大幅に下回る1000万円の慰謝料を認定している。

さらに、審査会が運営するADR手続においても、申立人の個別の事情に応じて、中間指針等に定める賠償額の水準を下回る賠償額で原子力損害賠償紛争解決センターから和解案が提示され、和解に至る例も存在する¹。

¹ 一部の例を挙げると、①本件事故時に帰還困難区域に居住していた者（4人家族）に関し、世帯主が本件事故後に転居を伴う異動を勤務先から命じられ、これにより神奈川県内に家族4名で転居したという事案（精神的損害の請求期間は、直接賠償による支払を受けた期間の翌月である平成23年12月1日から同29年5月末。）において、原子力損害賠償紛争解決センターは4人ともに平成25年12月末までの期間に限り月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示し、双方受諾の上支払に至っているケース（乙A260の1及び2）、②本件事故時に旧避難指示解除準備区域に自宅を所有し居住していたが、本件事故前に福島県須賀川市内への転居を伴う転勤を命じられ、平成23年3月14日以降は転居先での単身赴任生活が予定されていた者の精神的損害の請求（請求期間は、直接賠償による支払を受けた期間の翌日である平成24年3月1日から同25年4月末。）に関し、原子力損害賠償紛争解決センターは、転勤による転居でありつつも週末は自宅で家族とともに過ごすことが想定されること、平成24年2月分まで直接賠償手続において月10万円を賠償済みであること等の事情を勘案し、平成24年3月から同25年4月末まで月額6万円の限度で精神的損害を認める和解案を提示し、双方受諾の上支払に至っているケース（乙A261の1及び2）がある。

このように、個々の被害者が有する個別事情を具体的に認定すれば、中間指針等が定める賠償額の水準を下回る損害しか認められない場合もあるのであって、このことからも、中間指針等が定める賠償額の水準が被害者に共通する最低限の基準を示したものなどではなく、大多数の被害者に賠償されるべき精神的損害の数額を上回る金額を定めていることは明らかである。

2 財産的損害を含めて十分な賠償を行っていること

(1) 慰謝料の認定において財産的損害の賠償状況が十分に考慮されなければならないこと

本訴訟において原告らは、本件事故により生じた精神的損害のみを請求するものであるが、そもそも我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は、「不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするもの」（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）とされ、「損害」とは、不法行為がなかったならば存在したであろう財産状態（利益状態）と当該不法行為がされた現在の財産状態（利益状態）との差を金銭評価した差額と捉えられている。

そうだとすれば、精神的損害を含めた「損害」は、被害者に生じた被害の回復の観点、すなわち侵害行為前の状態と侵害行為後の状態との「差」をいかに埋めるかという観点で認定されるものでなくてはならない。

この点について、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』〔窪田充見〕（有斐閣、2017年）880頁）ことが指摘される。

判例上も、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁が「本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるか否かが慰謝料額の認定にあたって考慮されるべき重要な要素とされている上、かかる考慮を欠くとして原判決を破棄している。

このように慰謝料の算定に当たって財産的損害の填補状況を考慮することは、裁判実務上広く行われている。

大阪高判平成23年7月13日（乙A238）は、ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りによって3～4年という期間にわたつて仮設住宅への避難を余儀なくされ、精神的損害を被ったとして1人当たり600万円の精神的損害の賠償請求をした事案について、長年住み慣れた住居を離れて仮設住宅での日当たりが悪く、プライバシーがないなど不自由な生活を続けることを余儀なくされたと判断した上で、財産的な損害の填補が適切になされていることも踏まえて、仮設住宅での避難生活に対する慰謝料として1人90万円を認容している。

交通事故の事案においても、弁済の抗弁とまでは明確に位置付けられない見舞金や香典といった金銭の支払を慰謝料の算定に当たり考慮することが通常行われている（交通事故に関して見舞金等として金銭が支払われた事実を慰謝料の算定に当たり考慮するとした大阪地判平成10年1月27日交民31巻1号87頁、香典500万円の支払があることを慰謝料の算定に当たり斟酌したとする東京地判平成7年6月20日交民28巻3号902頁等）。

本件事故に関する慰謝料認定についても、淡路剛久監修「原発事故被害回復の法と政策」〔潮見佳男〕（日本評論社、2018年）46頁は、「福島原発事故賠償訴訟における近時の判決では、損害論のレベルでは

慰謝料に主たる争点が集約される傾向がある反面、財産的損害も含めた損害論全体を再構築する視点が後退しているような印象を受ける」、「平穏生活権という枠組みは、理論的には、平穏生活権侵害を理由とする財産的損害とは何かという方向での議論へと展開し、財産的損害の在り方を再検討する契機にもなりうる」、「原発事故による従前の生活環境の破壊、自己の生活関係を決定することのできる権利・自由に対する侵害を財産的損害のレベルも含めてどのように損害論に反映させるか（損害論全体の理論的検証）は、実務上の展開・困難さを踏まえたならば、学説に与えられた課題である。」と論じており、精神的損害と財産的損害とを全体として考慮し検討することの重要性が指摘されている。

これらは、いずれも財産的損害について十分な填補がなされているか否かという事情は精神的損害の賠償に当たっても顧慮されるべき重要な1つの事情であることを指摘するものである。

以上により、本件において原告らが請求する精神的損害を認定するに際しては、慰謝料の補完的・調整的機能という側面からしても、また、財産的損害と精神的損害が1つの請求権を構成するという側面からしても（下記「**第5**」1（1）），財産的損害について十分な填補がなされているか否かという事情は精神的損害の評価・算定に当たって十分に考慮されることを要する。

（2）財産的損害を含めて十分な賠償が行われ、本件事故前後の「差」としての損害が填補されていること

被告は、中間指針等を踏まえた公表賠償基準に基づき、精神的損害の賠償のほかに、各種の財産的損害に対する賠償を実施している。

まず、本件事故時点における原告らの居住地であったとされる地域のうち、旧避難指示解除準備区域を含む避難指示区域の居住者に対する財産的損害の賠償としては、避難の際に生じた費用、避難先からの一時立

入り・帰宅のための費用、就労不能損害（給与所得者の場合）・営業損害（事業主の場合）、放射線検査費用、財物損害（土地・建物等）の賠償等を実施しているほか、移住等のために支出した住居確保に係る費用や、家財に対する賠償も行っている。

このうち、住居確保に係る費用の賠償は、移住先又は長期避難先で不動産を新規取得するに際し、本件事故当時所有していた不動産の時価相当額を超える支出が生じた場合等に、所有していた不動産に係る時価相当額の財物賠償に加えて支払を行うものである。

また、避難先で購入した生活用品（生活必需品、家電、家具等）の購入費用については、精神的損害の賠償に含まれている通常の生活費の増加分とは別に賠償している上、元の居住地において所有していた家財に対する賠償として定額賠償を行っているものと重なり合う点もあるが両者間で精算をしていない。

また、就労不能損害・営業損害に関しては、本件事故後一定の期間に係る損害額の算定においては、対象期間に現に得られた収入等を損害額から控除しない扱いとしている。

次に、旧緊急時避難準備区域の居住者に対する賠償の内容についてみると、被告は、旧緊急時避難準備区域の居住者であった者に対しても、避難指示区域からの避難者と同様に、本件事故と相当因果関係のある避難費用、避難先での各種生活費購入費、一時立入費用、就労不能損害（給与所得者の場合）・営業損害（事業主の場合）、建物の補修清掃費用などの財産的損害について、精神的損害とは別途に賠償を実施している。

就労不能損害・営業損害に関し、本件事故後一定の期間に係る損害額の算定においては、対象期間に現に得られた収入等を損害額から控除しない扱いとしている旨については、上記の旧避難指示解除準備区域の場合と同様である。

以上のとおり、被告は旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域の居住者に対し、各区域の被害状況に応じた多様な財産的損害の賠

償を実施しており、その内容としても、損害とは通常認められないものも含まれている。

本訴訟の原告らについても、これら財産的損害に対する賠償を累次にわたって請求し、受領してきており、乙C第26号証の各支払実績表が示すとおり²、精神的損害名目での賠償とは別途に、旧避難指示解除準備区域の居住者については世帯単位で約4300万円～約1億8000万円規模、旧緊急時避難準備区域の居住者についても世帯単位で約108万円～約3600万円規模の賠償をしている。

これら財産的損害の賠償のほかに、旧避難指示解除準備区域の居住者については1人当たり850万円、旧緊急時避難準備区域の居住者については1人当たり180万円の慰謝料の賠償がなされている状況であり、原告らに対する慰謝料とその他の損害を含めた既払い金の総額は、旧避難指示解除準備区域の居住者については世帯単位で約6700万円～約2億3000万円規模、旧緊急時避難準備区域の居住者についても世帯単位で約290万円～約4800万円規模となっている。

このような賠償状況に鑑みると、通常は慰謝料としてさらに賠償されるべき部分があると考えることはできない。

そして、こうした各種の項目による手厚い賠償が原告らを含む被災者にとって避難先での生活の安定を取り戻す一助となり、最終的に避難を終えて新たな生活基盤や平穏な生活を回復するのに大いに寄与していることは明らかである。

このように、被告による賠償により、生活基盤をなす財産に発生した損害に対する填補が手厚くなされ、これが生活の安定を取り戻す一助となっていることが十分に考慮されるべきであり、慰謝料の補完的・調整的機能に照らせば、中間指針等及びこれを踏まえた被告の公表賠償基準に基づく支払額は、本件事故の被害者らの精神的損害を十分に賠償する

² 本件事故時、生活の本拠を旧避難指示解除準備区域に置いていた原告らは、原告番号2～18である。

ものであることは一層明らかである。なお、原告らが本件事故時に居住していた区域ごとの賠償額の十分性については、後記「**第4**」の1（旧緊急時避難準備区域）および同2（旧避難指示解除準備区域）においてそれぞれ詳しく述べるほか、原告ら各世帯後の個別事情に照らしても、その損害を十分に填補するものであることについては、別途提出した各個別準備書面において詳述したとおりである。

3 慰謝料の増額を基礎付けるような故意又はそれに匹敵する重過失はないこと

過失論に関する被告の主張は、「被告準備書面（14）」及び「被告準備書面（19）」において主張したとおりであり、本書においては繰り返さない。本件事故による原子力損害の発生について被告に故意又は重過失があり、これが慰謝料増額事由に当たるとする原告らの主張はいずれも失当である。

第4 区域ごとの賠償額の十分性

本件事故時点における原告らの居住地は、南相馬市内の旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域であるところ、本件事故により強制的な避難が求められた前者と、緊急時に避難が可能な準備等を求められるにとどまり避難自体は強制されなかった後者とでは本件事故による利益侵害の程度が大きく異なる。以下においては、旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備区域の順に、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく賠償の十分性を述べることとする。

1 旧緊急時避難準備区域

旧緊急時避難準備区域は、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められた区域であって、帰還困難区域

や旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域と異なり、避難の実施を強制されたものではない。

そして、健康影響を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなく、区域の指定も平成23年9月30日をもって解除されている。

このように、旧緊急時避難準備区域は、本件事故後に避難が強制された帰還困難区域、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域とは本件事故による利益侵害の状況が大きく異なる。

こうした中、被告は、旧緊急時避難準備区域の居住者に対して、避難指示区域の居住者に対する慰謝料に準じて月額10万円を基礎とする計算により、1人当たり180万円の精神的苦痛の賠償金を支払っているほか、財産的損害の賠償も一定程度行っている。同区域における利益侵害の程度や区域の指定解除後の区域の状況も踏まえると、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく賠償額を超えて慰謝料としてさらに賠償されるべき部分があるとは到底評価し得ない。以下、これらの点について詳述する。

(1) 区域の客観的状況

旧緊急時避難準備区域においては、強制的な避難が求められたものではなく、本件事故直後は勿論、結果的にも、健康影響を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなかったもので、本件事故直後の客観的状況に照らして避難の「準備」を求められたにとどまり、区域の指定も平成23年9月30日に解除されている。それゆえ、旧緊急時避難準備区域の居住者と、強制的な避難を余儀なくされた区域（帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域）の居住者との間には、本件事故後の利益侵害の内容や程度において大きな相違がある。

すなわち、本件事故前の生活基盤に対する影響の程度という観点からみると、旧緊急時避難準備区域においては、避難を強制された区域とは異なり、従前の居住地における生活基盤から強制的に隔絶された

ものではなく、居住や立入りについても制約が課されていなかったことから、本件事故以前に享受していた生活基盤における生活からの隔離や、生活における制約の程度は低かったものである。また、区域の指定がなされた期間自体も平成23年9月30日までと、本件事故後約6か月半の期間にとどまっており、強制的な避難が指示された区域のように長期化したものではない。

さらに、当該約6か月半の期間中においても、居住や立入りをすることに制約はなく、その指示内容の面からみても、本件事故以前の生活基盤に対する制約の程度は、長期にわたって強制的な避難を余儀なくされた場合に比して軽微であった。

このように、旧緊急時避難準備区域は、強制的な避難指示の対象区域と比べて、その住民に生ずる利益侵害の程度が格段に小さかったといえる（以上、「被告準備書面（13）」3～7頁）。

旧緊急時避難準備区域の具体的な状況は以下のとおりである。

ア 本件事故直後の時期から空間放射線量は年間20ミリシーベルトを大きく下回っていたこと

南相馬市内の旧緊急時避難準備区域における空間放射線量の推移は「被告準備書面（6）」14～16頁記載のとおりである。本件事故直後の時期から、政府が避難指示の基準とした年間積算線量20ミリシーベルトに相当する空間放射線量（毎時3.8マイクロシーベルト）を大きく下回っている状況にあり、時間の経過とともにさらに低下を続けている。このような空間放射線量の状況及び推移に鑑みると、南相馬市内の旧緊急時避難準備区域で生活を送るにあたって放射線による健康影響を懸念しなければならない状況にはなく、また下記（ウ）のとおりそのことは広く周知されていた。

イ 低線量被ばくに関する知見

低線量被ばくに関する知見によると、200ミリシーベルト以下であれば放射線量が低い（低線量である）と認められ、それを下回る100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば健康への影響は認められず（乙A262の4頁），さらに公衆衛生上の安全サイドに立った保守的な考え方であるLNTモデルに立っても、年間20ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば、発がんリスクは実質的に無視し得るといえる（乙A262の8頁）。

前記アのとおり、区域の指定が解除された平成23年9月30日の前後を問わず、空間放射線量が毎時3.8マイクロシーベルト（年間20ミリシーベルト相当値）未満で、しかも時間の経過とともに低下しながら推移している旧緊急時避難準備区域においては、本件事故直後はもちろん、結果的にも、健康影響を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなかったものである。

ウ 健康への影響がないこと等が周知されていたこと

空間放射線量が時間の経過に伴い低下していること、本件事故後に観測された空間放射線量が健康に影響を与える放射線量ではないこと、更には本件原発の事故の状況が収束に向かっていることについては、本件事故の直後から、新聞報道や政府のウェブサイト等の各種媒体によって繰り返し周知されており、旧緊急時避難準備区域の居住者又は同区域から避難した者はこれらの情報を十分に知り得る状況にあった。このうち代表的な報道・周知情報のみを以下に挙げる。

放射線被ばくと健康への影響に関する科学的知見については、例えば、本件事故発生直後の平成23年3月14日付け朝日新聞が、「被ばくの影響は 微量→まず心配なし 体に付着」として、直ちに健康に影響を与える値ではないという専門家や政府の説明を紹介するとと

もに、通常の生活においても1年間に2400マイクロシーベルトの放射線を浴びること、胸部のCTスキャンで1回に6900マイクロシーベルトの放射線を浴びることを報じていた（乙A263）。

また、同年3月19日付け朝日新聞では、「被曝 心配し過ぎないで」として、「原発の半径30キロ圏内の住民でも、除染が必要なレベルの放射線が検出されたのは、原発のそばを歩いていたなど、ごく例外的な場合だけ。／圏外の住民は現状では検査は必要ない」、「現状で健康への影響が心配されるのは、『原発の復旧作業のために尽力している方々だけ』」との専門機関の見解が紹介された（乙A264の14枚目）。

新聞以外でも、例えば公益社団法人日本医学放射線学会が、平成23年3月18日に「放射線被ばくなどに関するQ&A」をウェブサイト上に掲載し、放射線被ばくに関する科学的知見を提供するとともに、適切かつ冷静な判断を促す（乙A49）など、政府や福島県等の公的機関が放射線の安全性について情報を提供していた。

このように、本件事故後に観測された空間放射線量が健康に影響を与える放射線量ではないこと等については、本件事故直後の時期から周知がなされており、原告らにおいても、元の居住地又は避難先において、これらの情報を得ることに支障はなかった。

エ 多くの居住者が避難したとはいえず、避難したとしても早期帰還しており、社会活動が順調に再開されたこと

原告らが本件事故当時居住していた南相馬市原町区においては、本件事故が発生した平成23年3月11日の時点において住民基本台帳に載っている人口が4万7116名であったところ、平成24年4月12日の時点における居住者数は2万9453名であり、避難者は1万2823名にとどまっている（乙A265の8頁）。すなわち、旧

緊急時避難準備区域の指定が解除された平成23年9月30日から半年程度経過した時点において、南相馬市原町区の人口は本件事故発生時の3分の2近くにまで回復したのであり、政府による強制的な避難指示があった避難指示区域のように多くの居住者が避難したとはいえない、避難したとしても早期に帰還したという状況であった。

また、「被告準備書面（6）」29～38頁において詳述したとおり、南相馬市原町区においては、本件事故直後から市民生活を営むために必要な生活インフラ等の機能が維持されており、また、本件事故後に一時停止していた交通インフラや医療機関、教育機関、商業施設等についても平成23年4月から5月にかけて順次再開・復旧している状況にあった。

オ 区域の解除にあたっては安全性等が確認されていること

上記のとおり、旧緊急時避難準備区域の指定は平成23年9月30日に解除されている。解除にあたっては、同区域を含む市町村において復旧計画が策定され、福島県及び関係自治体首長との意見交換が行われ、本件事故後における本件原発の施設安全性の観点から区域指定を解除することの妥当性が確認されたこと、原子力安全委員会（当時）からも解除について「差し支え無い」との回答があったこと、空間線量率等の観点から同区域の安全性が確認されたことなどから、実際に避難の指示が出されることはないまま、平成23年9月30日、同区域を解除する旨の指示がなされたものである（乙A9及び乙A64）。

（2）区域指定が解除された平成23年9月30日以降は法律上保護される利益の侵害はなく、区域解除後の相当期間を考慮したとしても180万円を超える損害は認められないこと

旧緊急時避難準備区域においては、強制的な避難が求められたものではなく、本件事故直後は勿論、結果的にも、健康影響を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなかったもので、本件事故直後の客観的状況に照らして屋内退避や避難の「準備」を求められたにとどまっており、区域指定も平成23年9月30日に解除されている。

このような旧緊急時避難準備区域の居住者に本件事故後生じ得た不安感の内容としては、放射線の作用による健康影響という側面からの不安感のほか、本件事故直後の時期において本件原発の状況がまだ安定しておらず、その後なお緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にあったという側面（乙A63）からの不安感が考えられる。

この点、同区域においては本件事故直後の時期を含め健康影響が及ぶような状況にはなかったこと、同区域の指定から解除までの間において屋内退避や避難の対応が必要となるような現実的な状況の変化も生じなかつたことを踏まえると、いずれの側面からの不安感についても、身体や財産等への直接の侵害を伴わない「不安」が生じたにとどまる。

このように生命・身体や財産への直接の侵害を伴わない「不安」が生じたにとどまる場合に、主観的な不安の発生をもって直ちに「法律上保護される利益に対する侵害」としての平穏生活利益侵害が認められるわけではない。

以下、判例・裁判例及び学説を参考しつつ、平穏生活利益侵害の成否の判断枠組みに照らして、如何なる場合に「法律上保護される利益に対する侵害」が認められるか検討する。

ア 平穏生活利益侵害の成否の判断枠組みについて

(ア) 侵害が「社会通念上受忍すべき限度を超えた」ものであるか否かという枠組みで判断すべきであること

生命・身体や財産への直接の侵害を伴わない「不安」が生じたにとどまる場合に、法律上保護される利益に対する侵害としての平穏生活利益侵害が認められるには、侵害が「社会通念上受忍すべき限度を超えた」ものである必要がある。このような判断枠組みは、従来の判例でも法律上保護される利益に対する侵害の成否の判断枠組みとして採用されてきたものである。

この点、大阪国際空港の周辺に居住し「相当強度な航空機騒音」に曝露されていた原告らが損害賠償を請求した事件の上告審判決である最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪国際空港事件上告審判決）は、違法な権利侵害又は法益侵害となるか否かについて、「侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきもの」という判断枠組みを示した。

また、国の行う公共事業以外の事案においても、例えば、コンクリート製造工場の稼働・操業に伴い発生する騒音・粉塵により人格的利を侵害されたとして隣接する土地の居住者が損害賠償を請求した事件の上告審判決である最判平成6年3月24日集民172号99頁（レディミクストコンクリート製造工場事件）は、「工場等の操業に伴う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総

合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである。」と判示し、上記大阪国際空港事件上告審判決で示されたのと概ね同様の考慮要素を挙げた上で、違法な権利・利益侵害の有無の判断枠組みとして用いている。

このような判断枠組みは、学説においてもいわゆる受忍限度論として広く支持されている（窪田充見『不法行為法（第2版）』（有斐閣、2018年）60～61頁、加藤一郎『法律学全集22—I 不法行為（増補版）』（有斐閣、1974年）126頁等）。

本件事故に関する裁判例においても、このような受忍限度の枠組みによる判断がなされており、前掲福島地判平成29年10月10日判時2536号3頁は、放射性物質による居住地の空間放射線量の高まりが社会通念上受忍すべき限度を超えた平穏生活利益侵害となるか否かは、「侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである」と説示する。

かかる判断枠組みに照らせば、健康影響を生じない微量の放射性物質が居住地に飛来したことによる空間放射線量の高まりから「不安」が生じたとしても、それにより直ちに平穏生活利益侵害が認められるものではなく、上記に挙げた考慮要素を総合的に考察して、その「不安」が一般社会生活上受忍すべき限度を超える場合にはじめて平穏生活利益侵害が認められるといえる。

（イ） 「不安」があれば直ちに一般社会生活上受忍すべき限度を超える、「法律上保護される利益に対する侵害」があると認められるわけではないことは、数多くの判例及び裁判例からも裏付けられること

上記（ア）において述べたように、「不安」があれば直ちに「法律上保護される利益に対する侵害」が認められるわけではないことは、いわゆる受忍限度論等を用いて法律上保護される利益に対する侵害の有無を判断してきた多くの判例や裁判例によって十分に支持される。

例えば、前掲最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪国際空港事件上告審判決）は、騒音に曝露された場合に常に違法な権利侵害が認められるものではなく、上記事情を総合的に考察して決すべきとしたものであるが、特に、「原判決の判示のうちには、単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めているかにみえる箇所があるところ、そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰藉料請求権の発生原因たるべき現実の被害に当たるということができないことはいうまでもない」と指摘している。上記判示は、いわゆるニューサンス（生活妨害）に係る裁判上の慰謝料請求権の成否に関する今日において確立された判例法理であり、上記引用の判示は、本訴訟において原告らが主張する「不安」を法的にどのように評価するかという争点に関してもそのまま妥当する。

同様に、水戸地裁土浦支判平成5年6月15日判時1467号3頁は、特殊法人理化学研究所（現・国立研究開発法人理化学研究所）が行うDNA実験により、その生命及び身体に回復しがたい重大な損害を受けるおそれがあるなどとして実験の差止請求及び不法行為に基づく損害賠償請求がなされた事案であるが、同判決では、「平穀生活権或いは人格権の侵害は、それが客観的に違法といえる程度に重大で、社会生活上、通常人が一般に受忍すべき限度を超えたものであることが必要」であるとした上で、当該事案においては、侵害の現実の発生又は発生の蓋然性は認められないから、一般に受忍すべき限度を超えた平穀生活権あるいは人格権の侵害といえないとして、差止請求を棄却するとともに、「原告らが主張する生命、身体の安全性の意識はそ

の内容が極めて抽象的かつ曖昧といわざるを得ない上、一般に精神的被害として慰謝料をもって償われるべきものとされる現実の精神的苦痛や恐怖心などとは異なり、漠然とした懸念、不安感、或いはせいぜい危惧感という程度の心理的負担ないし感情であって、差し迫ったものとは認められないので、これをもって法律上保護されるべき利益ということはできず、仮に、原告らがその主張するような安全性の意識を侵害されたと感ずることがあるとしても、法的には原告らの主觀的 感情が害されたという以上にその権利ないし法律上保護に値する利益が侵害されたものとは認められない。」と説示し、原告らの損害賠償請求を却けている。

さらに、次の2件の裁判例は本件事故に関する裁判例であるが、上記各判例・裁判例と同様に、「不安」があれば直ちに「法律上保護される利益に対する侵害」が認められるわけではない旨の判断を示している。

- ① 東京地判平成27年3月31日（乙A134の1），東京高判平成28年1月13日（乙A134の2），最高裁上告棄却，上告審不受理（確定）（乙A134の3）

この裁判例は、東京都渋谷区の居住者が本件事故により精神的苦痛を受けたなどとして損害賠償を請求した事案に関するものである。

1審判決は、東京都内の居住者には避難が求められなかったこと、低線量被ばくが健康に与える影響は他の発がん要因との区別が困難なほど小さいとされていること、実際の被ばく線量がICRPの提言や政府の定める暫定規制値等を上回ったとしても直ちに生命及び身体に健康影響が生じるものではないこと等を根拠に、原告及び原告の子らの生命、身体、財産等に対して具体的な危険が生じていたということはできないとして、原告が強い恐怖感、不安感を抱いた

としても、それは一般的、抽象的な危険性に対するものにすぎず、人格権が侵害されたということはできないと説示して、原告の請求を棄却した。

控訴審判決も1審の判断を支持し、控訴人（原告）は本件事故により、その生命、身体及び財産に対して具体的な不安を抱いていたと認められると認定しつつも（同6～7頁）、「控訴人が本件事故により控訴人の生命、健康、財産に関して具体的な不安感を抱いたからといって、そのことのみから当然に、法的保護に値する利益への侵害があったと評価することはできず、本件事故が控訴人に不安感を抱かせたことが、法的保護に値する利益への侵害行為として評価されるためには、本件事故により、控訴人の生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じており、控訴人が抱いた不安感がそのような危険に対するものであったことを要すると解するのが相当であり」、「具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって、妥当でない旨説示している（同7頁）。その上で、本件事故により控訴人の生命、身体、財産に対して具体的な危険が生じていたとは認められないとして、控訴人による人格権侵害の主張を排斥した。

② 東京地判平成27年6月29日（乙A135の1），東京高判平成28年3月9日（乙A135の2）

この裁判例は、本件事故当時福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域に居住しており、本件事故により平成23年3月11日に福島市に避難して同年8月上旬に帰還した原告が、被告に対し、慰謝料として金1183万6000円の賠償を求めたのに対して、かかる請求を棄却したものである。

1 審判決は、原告の南相馬市への帰還後の生活圏において毎時 0.23 マイクロシーベルト（年間追加被ばく線量 1 ミリシーベルト相当）を超える空間放射線量が観測される地点が存在し、それに対する不安を抱いているとしても、その不安は合理性を有するものとはいえず、それによって原告の平穏生活権が侵害され、慰謝料請求権を発生させるほどの精神的苦痛を受けていると認めることはできないと説示した。また、本件事故後に本件原発の不安定な状況が続いていたとしても、原告の自宅所在地やその周辺に放射能汚染が拡大し、原告が被ばくする現実的な危険が発生したと認められるものではないとして、原告が本件原発から 20 キロメートル以上離れた地点で生活することに不安を抱いたとしても、その不安は漠然としたものにとどまるといわざるを得ず、原告に慰謝料請求権を生じさせるほどの精神的苦痛が生じたとまでは認められないと説示した（同 38～41 頁）。

控訴審判決は、放射線に対するリスクについては一般人の意識等も総合的に考慮すべきであるという原告の主張に対して、「多くの市民が何らかの不安を感じていることから直ちに、その不安が合理的な根拠に基づくものであるということはできないし、証拠上、その不安の内容や程度が判然としないことからしても、そういういった不安を抱かされたことについて、当然に、被控訴人（引用者注：東京電力を指す。）に対して、法的な責任を追及することができるとはいえない。」、「低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない。」、「本件事故直後の放射性物質の飛散状況が不明確であることや、空間線量率に比して内部被ばくの状況が不明確であることなど、控訴人が主張するところを検討してみても、自らの生活圏内に毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える放射線量が観測さ

れる地点が存在することによって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくを受けることとなり、健康への影響が生じることになるという控訴人の不安が、合理的な根拠に基づくものであると認めることはできない。」と説示し、1審判決の判断を支持した（同4頁から5頁）。

（ウ）「放射線の作用」の状況を主たる要素として判断すべきであること

次に、受忍限度を超える違法な侵害の有無を判断するに際して、いかなる事情を主たる要素として考察すべきかという点が問題となるが、この点に関し最判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁（国道43号線事件）は、「身体的被害に至らない程度の生活妨害を被害の中心とし、多数の被害者が全員に共通する限度において各自の被害につき一律の額の慰謝料という形でその賠償を求める事案において、各自の被害が受忍限度を超えるかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様及び被害の内容との関連性を考慮した共通の基準を設定して、これに基づき受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別することに合理性があるというべきである。原審の適法に確定した事実関係によれば、本件においては、共通の被害である生活妨害によって被る精神的苦痛の程度は侵害行為の中心である騒音の屋外騒音レベルに相応するものということができるところ、（中略）要するに、原判決は、受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別するため、居住地における屋外等価騒音レベルを主要な基準とし、本件道路端と居住地との距離を補助的な基準としたものであって、この基準の設定に不合理なところがあるということはできず、所論の違法はない。」として原審の判断を維持した（下線は引用者による。）。

ここで、低線量被ばくによる被害の事案に関し「侵害行為の中心」をいかに捉えるべきかという点が問題となるが、本件で問題となる「原子力損害」は、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」と定義されていることから（原賠法2条2項本文），「原子力損害」が認められるためには、客観的な「放射線の作用」が当該原告に対して及んでいることが認定されることが必要である。このような「原子力損害」の定義を前提とすると、「放射線の作用」が侵害行為の中心であると捉えられる。

また、本件事故当時福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域に居住していた居住者が被告に対して慰謝料の賠償を求めた事案において、「低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない。」と説示し、原告の請求を棄却した裁判例や（前掲東京高判平成28年3月9日），長崎市に投下された原子爆弾に関し1審原告らが被爆者援護法に基づき被爆者健康手帳の交付等を求めた事案において、「100mSv以下の低線量被曝によっても健康への影響（確率的影响）があることについて、確立した科学的知見に関する証拠はないといわざるを得ないことも前記説示のとおりである。」として、損害の存在を否定した控訴審判決（福岡高判平成30年12月10日（D1-Law.com判例体系判例ID28265506））を踏まえると、客観的な「放射線の作用」が認められない状況において放射線や健康に対する不安を感じたとしても、こうした客観的な「放射線の作用」と離れた主観的な不安は法律上保護される利益に対する侵害に当たり得ないものであり、不安感による法律上保護される利益に対する侵害の有無は「放

射線の作用」の状況を主たる基準として判断すべきことが明らかである。

以上により、受忍限度を超える被害の有無を判断するに際しては、「侵害行為の中心」である「放射線の作用」の状況を主たる要素として判断すべきである。

(エ) 本件事故により受忍限度を超えて法律上保護される利益が侵害されたといえるか否かの判断基準

上記（ア）～（ウ）のような判例・裁判例の考え方を踏まえれば、原告らが本件事故後に不安を感じることがあったとしても、それが直ちに法律上保護される利益に対する侵害に当たるものではなく、法律上保護される利益に対する侵害と評価されるためには、①侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、④その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものといえなければならず、そのような検討においては、総合的に考察される諸般の要素のうち、「侵害行為の中心」である「放射線の作用」が主要な基準とされる必要がある。

そして、受忍限度を超えるものと評価されるには、抽象的で漠然とした不安感や危惧感を感じるというだけでは足りず、被害の種類・程度や加害行為の態様等の諸要素を総合的に考慮した結果、具体的な危険を前提とした不安が生じていると認められることが必要であって、客観的な状況から離れた単なる主觀的・抽象的な不安や危惧感は、「法律上保護される利益に対する侵害」とは認められず、平均的・一

般的な人を基準として³、本件事故発生後の客観的な状況の下で抱くことが不合理ではないと考えられる程度の不安によって平穏な日常生活が相当程度阻害されたと認められる場合にはじめて「法律上保護される利益に対する侵害」としての平穏生活利益侵害が認められるものというべきである。

イ 旧緊急時避難準備区域の客観的状況に鑑みると、平成23年9月30日以降は法律上保護される利益の侵害はないこと

上記（1）のような南相馬市内の旧緊急時避難準備区域の客観的状況を踏まえ、受忍限度を超える法律上保護される利益に対する侵害の有無につき、上記ア（エ）で示した判断基準（①侵害行為の態様・侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、④その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果）に当てはめて検討すれば、以下のとおりとなる。

① 侵害行為の態様・侵害の程度については、本件事故発生当初の時期に放出された放射性物質の放射線の作用の影響としては、原告らが本件事故当時に居住していた南相馬市原町区における空間放射線量は本件事故発生直後の時期も含め年間20ミリシーベルトには遠く達していない。低線量被ばくに関する知見によると、年間200ミリシーベルト以下であれば放射線量が低い（低線量である）と認められ、それを下回る100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば健康への影

³ 例えば、DNA実験施設に関する平穏生活権あるいは人格権の侵害が「客観的に違法といえる程度に重大で、社会生活上、通常人が一般に受忍すべき限度を超えたものであることが必要である」とした前掲水戸地裁土浦支判平成5年6月15日、また、マンションにおける生活妨害について「平均人の通常の感覚ないし感受性」を基準に不法行為の成否を判断すべきである旨説示した東京地判平成6年5月9日判時1527号116頁参照。

響は認められず（乙A262の4頁），さらに公衆衛生上の安全サイドに立った保守的な考え方であるLNTモデルに立っても，年間20ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば，発がんリスクは実質的に無視し得るとされている（乙A262の9～10頁）。したがって，同区域における放射線の作用による侵害の程度は極めて低いといえる。

② 被侵害利益の性質と内容については，本件事故後に観測された空間放射線量の状況に鑑みれば，旧緊急時避難準備区域の居住者に健康への影響が及ぶ放射線量ではなかったことに加え，同区域においては，避難を強制された区域とは異なり，従前の居住地における生活基盤から隔絶されることが強制されたものではなく，居住や立入についても制約が課されていなかつたことから，身体への健康影響を生じないいわゆる生活妨害が問題となるにとどまるほか，本件事故以前に享受していた生活基盤における生活への制約・隔絶の程度は低かったものである。また，区域の指定がなされた期間自体も平成23年9月30日までと，本件事故後約6か月半の期間にとどまっており，強制的な避難が指示された区域のように長期化したものではない。当該約6か月半の期間中においても，居住や立入りをすることに制約はなく，その指示内容の面からみても，本件事故以前の生活基盤に対する制約の程度は，長期にわたって強制的な避難を余儀なくされた場合に比して軽微であった。さらに，南相馬市原町区においては，本件事故直後から市民生活を営むために必要な生活インフラ等の機能が維持されており，また，本件事故後に一時停止していた交通インフラや医療機関，教育機関，商業施設等についても平成23年4月から5月にかけて順次再開・復旧している状況にあった。

- ③ 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況については、平成23年4月17日には原子炉の冷温停止を目指すスケジュールが公表されて本件事故の収束に向けての方向性が示され、同月22日には政府による屋内退避指示が解除されるに至っている。また、空間放射線量の状況としても、原告らが本件事故当時に居住していた南相馬市原町区における空間放射線量は、年間20ミリシーベルトには遠く達しておらず、本件事故直後の時期を含め、一貫して健康に影響を与える値の空間放射線量は観測されていない。そして、区域の指定がなされた期間自体も平成23年9月30日までと、本件事故後約6か月半の期間にとどまっている。さらに、区域の解除にあたっては、同区域を含む市町村において復旧計画が策定され、福島県及び関係自治体首長との意見交換が行われ、本件事故後の本件原発の施設安全性の観点から区域指定を解除することの妥当性が確認されたこと、原子力安全委員会（当時）からも解除について「差し支え無い」との回答があったこと、空間線量率等の観点から同区域の安全性が確認されたことなどから、実際に避難の指示が出されることはないまま、平成23年9月30日、同区域を解除する旨の指示がなされたものである。
- ④ その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果については、まず除染についてみると、平成23年8月26日に政府の原子力対策本部が「除染に関する緊急実施方針」を決定したことに基づき、本件事故時に原告らが居住していた南相馬市は同年11月に「南相馬市除染計画（第一版）」（乙A266）を策定・公表した。同計画においては、除染の目標や対象区域、施設・土地の用途等に応じた除染方法等が具体的に定められ、あわせて継続的なモニタリングの実施や除染結果の公表も行うことが定められている。かかる除染計画に基

づいて実際に除染が進められ、除染の実施状況やモニタリングの測定結果（除染前、除染後、事後モニタリング時の空間線量率）に関する情報がひろく提供されている（乙A267）。本件事故後の状況としても、そもそも南相馬市原町区における空間放射線量は本件事故直後の時期を含め年間20ミリシーベルトを超えず、かつ時間の経過とともに低減しており、放射線量が低いことや、健康影響を及ぼす程度の放射線量ではないこと、本件原発の事故の状況が収束に向かっていることについて、本件事故の直後から、新聞報道や政府のウェブサイト等の各種媒体によって繰り返し公表・周知されていたものであり、原告らも元の居住地あるいは自主避難先においてそれらの情報を得ることができた状況にあった。そして、多くの住民がこうした情報を冷静に受け止め、社会活動が継続されていた。

また、内部被ばくへの不安に対しては、ホールボディーカウンターによる検査が南相馬市により無料で実施されているほか（乙A268）、ホールボディーカウンターによる検査の実施結果が福島県のホームページ等を通じて統計として公表されている（乙A269）。

以上のような①から④の各判断要素に対する当てはめを総合的に考慮すると、南相馬市内の旧緊急時避難準備区域において、少なくとも、本件事故直後の時期から放射線量が健康に影響を及ぼす程度ではないとの情報が社会一般に提供されており、その後、空間線量率等の観点から同区域の安全性が確認されたことなどから、実際に避難の指示が出されることはないまま、平成23年9月30日、同区域の指定を解除する旨の指示がなされている。

これらの事情を総合的に考慮すると、平成23年9月30日頃以降には、本件事故による放射線の影響により平穀な日常生活が相当程度

阻害された状況は解消されており、客観的な状況の下で平穏な日常生活が阻害される程度の不安を生じさせるものであったとも認められないのであり、平均的・一般的な人を基準として、本件事故発生後の客観的な状況の下で抱くことが不合理ではないと考えられる程度の不安によって平穏かつ正常な日常生活が相当程度阻害されたと認められる理由はない。

したがって、平成23年9月30日以降、受忍限度を超えて被害を受けたとは認められない。

ウ 区域解除後の相当期間を考慮したとしても180万円を超える損害は認められないこと

上記イのとおり、平成23年9月30日以降、受忍限度を超えて被害を受けたとは認められない。

他方、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準においては、本件事故から平成24年8月末までの18か月につき月額10万円の計算による180万円を支払うこととしている。これは、区域の指定解除によって同区域内での平穏かつ正常な日常生活が相当程度阻害される状況にはなくなっているものの、本件事故後に避難の実施を選択した者が従前の住居に戻るために要する猶予期間や、（日常生活に支障はないものの）生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであることを考慮し、区域の指定解除後の「相当期間」として平成24年8月末までを対象とする計算によって精神的損害の賠償を行うこととしているものである（中間指針第二次追補「第2」1（2）参照）。被告がこのような計算によって賠償を行っていることは、平成24年8月末までの期間において法律上保護される利益の侵害が継続していたことを裏付けるものではないことは当然である。

特に原告らが居住していた南相馬市原町区に関しては、「被告準備書面（6）」において詳述したとおり、ライフラインや公共施設、公共交通機関、医療施設、教育施設、商業施設などの生活インフラが平成23年4月から5月にかけて順次復旧・再開するなど、生活に支障のない状況が旧緊急時避難準備区域の中でも比較的早期に取り戻されていることから、平成24年8月末までを「相当期間」と見た計算による賠償額は、地域の実情を踏まえた同区域における法益侵害の程度に鑑みてもその損害を填補するに十分なものといえる。

したがって、区域解除後の「相当期間」を考慮したとしても、旧緊急時避難準備区域の居住者について1人当たり180万円を超える損害は認められ得ない。

（3）既払い金を踏まえた賠償の十分性

被告は、旧緊急時避難準備区域の居住者に対し、1人当たり180万円の慰謝料を賠償しているほか、これとは別途に、避難の実施を選択していた者が負担した避難費用、避難先での各種生活品購入費、一時立入費用、就労不能損害・営業損害、建物の補修清掃費用等、各種の項目の下に賠償を行っている。本件の原告らについても、1人当たり180万円の慰謝料とは別にそうした各種の賠償を累次にわたって行ってきており、慰謝料と財産的損害を合わせた賠償総額は世帯合計で約290万円～約4800万円にのぼる。

これらの賠償の内容に関しては、生活費増加分も加味した上で精神的損害の額が決定されているにもかかわらず、避難先での各種生活品購入費を別途賠償の対象としており、また、就労不能損害についても、避難先で新たに就労した勤め先から得ている収入のうち一定の範囲について「特別の努力」により得られた収入として賠償金から控除せずに支払を行う取扱いを行っているなど、法的に見れば必ずしも本件事故との相当因果関係が認められない可能性があるものも含まれている

が、被告としては、被害者の迅速な救済の見地から、請求者の自主申告を基礎に、不法行為に基づく損害賠償請求権の成立要件を緩やかに解することにより賠償を進めてきたものである。

そして、これら一連の財産的損害に対する賠償等が、原告らの日常生活阻害による精神的苦痛を緩和し、本件事故前に享受していた平穏な生活を取り戻す一助になっていることは明らかである。そのような平穏生活の回復に寄与する措置が講じられていることからみても、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らについても、既払い金を超えて慰謝料が生じたものとは評価し得ない。

また、1人当たり180万円という金額は、仮に平成24年8月までの18か月間を対象として計算された金額であるとみても月額10万円となるもので、区域の指定解除以降の期間（11か月間）も含めた期間について月額10万円の賠償を行う計算となっている。

上記のとおり平成23年9月30日以降においては受忍限度を超えて法律上保護される利益が侵害される状況が継続していたとは認められないことからも、1人当たり180万円という金額は実際の法益侵害の状況に比して極めて高額であるといえる。

なお、1人当たり180万円という金額を、本件事故から区域が解除されるまでの約6.7か月間で月額換算すると、1か月当たり約27万円ともなる。

以上を踏まえると、財産的損害に対する賠償とは別途に精神的損害に対する賠償として1人当たり180万円を支払うという被告の公表賠償基準による賠償額は、その他の項目による賠償と合わせ、旧緊急時避難準備区域の居住者に生じ得る一切の損害を填補するに十分な金額であることは明白である。

（4）他の裁判例との比較からも十分な賠償金額であること

被告の公表賠償基準に基づく1人当たり180万円という慰謝料額のみをみても、過去の裁判例との比較からみて極めて高額である。

すなわち、排ガスなど、有害物質の拡散により健康影響への不安全感が生じ得る、いわゆる生活妨害の事案の場合、平穏生活利益の侵害として認容される慰謝料の額は、概ね月額数千円からせいぜい1万円である。例えば、最判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁は、国道43号・兵庫県道高速神戸西宮線及び同大阪西宮線の沿道から概ね50メートル以内に居住している住民が、道路を走行する自動車の騒音、振動、排ガスにより被害を受けているとして、道路管理者に対し、損害賠償等を求めた事案であるが、原審である大阪高裁では、騒音の慰謝料が月額5000円から1万円、排ガスについての慰謝料が月額3000円と認定され⁴、上告審にてこれが確定している。

また、生活上の不快感等を超えて、現実に健康被害を生じた事案であっても、慰謝料額は1人当たり数万円程度とされ、現実に身体的不調を来し、避難を余儀なくされた事案でも1人当たり10万円程度である。

例えば、高松地判平成8年12月26日判時1593号34頁（豊島事件判決）では、裁判所は被告の行為（廃棄物を野焼きにしたこと）によって「煤煙と刺激臭のあるガスを発生させたこと、被告らが連日ダンプカー等で廃棄物を運搬したことにより騒音及び振動が発生し、狭い道路に交通の危険が発生し、フェリー内、豊島家浦港及び同港と本件廃棄地を結ぶ道路に悪臭が漂ったこと、本件廃棄地に多種多様な有害物質を含む大量の産業廃棄物が堆積されており、右廃棄物に含まれる有毒物質が周辺海域に漏出していること」を認定し、原告住民らには「悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、名誉感情の

⁴ 大阪高判平成4年2月20日判タ780号64頁。

毀損等による種々の精神的損害が発生している」と説示のうえ、慰謝料を1人当たり5万円としている⁵。

また、那覇地判平成19年3月14日自保ジャーナル1838号161頁は、被告の産業廃棄物処分場において発生した火災事故による大量の煙や異臭により、実際にのどや頭の痛みなど身体的な異変すらも伴い、市による「避難勧告」が発令されて避難した事案である。当該事案については、「突然、大量の煙や異臭に襲われ、体に不調を覚えながら、自宅を離れて避難せざるを得なかった原告らが受けた精神的、肉体的苦痛は、相当程度大きかったものということができ」と説示しているが、認定された慰謝料額は原告1人当たり10万円である。

さらに、本件事故に関する他の裁判例としても、本件事故当時、福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域に居住していた当該事件の原告が、本件事故により平成23年3月11日に自主的に避難し、同年8月上旬に帰還したという事案において、被告に対して慰謝料として1183万6000円の賠償を求めたところ、裁判所は、当該事件の原告が本件事故によって被った精神的苦痛についての慰謝料額は、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額である184万円（支払済み）を超えるとは認められないとして、請求を棄却した（東京地判平成27年6月29日判時2271号80頁（乙A135の1），東京高判平成28年3月9日（乙A135の2））。

また、前掲福島地判平成29年10月10日においても、田村市の公共サービス、生活関連サービスは、平成24年9月までには概ね復旧していたと認められることなどを説示した上で、田村市の旧緊急時

⁵ 当該事案では、「被告らが本件和解条項に違反して連日廃棄物を野焼きしたこと、これによって煤煙と刺激臭のあるガスを発生させたこと、被告らが連日ダンプカー等で廃棄物を運搬したことによる騒音及び振動が発生し、狭い道路に交通の危険が生じ、フェリー内、豊島家浦港及び同港と本件廃棄地を結ぶ道路に悪臭が漂ったこと、本件廃棄地に多種多様な有害物質を含む大量の産業廃棄物が堆積されており、右廃棄物に含まれる有害物質が周辺海域に漏出していること」の各事実が認定されている。

避難準備区域の居住者であった当該事件の原告らについては、「平成24年9月以降、賠償すべき損害があるとは認められない」と説示し、「『中間指針等による賠償額』（引用者注：1人当たり180万円）を超える損害があるとは認められない」と説示されている。

さらに、山形地判令和元年12月17日（乙A246）は、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らの精神的苦痛に対する慰謝料額について、「本件事故の発生から時間が経過するにつれて、放射線の影響等に関する知見が一般に知られるようになり、本件事故による放射性物質の飛散状況等も明らかになっていく中で、放射線による影響への恐怖や不安も和らいでいったといえること、上記各原告が被った財産的な損害については別途賠償されるものであることなどに照らすと、上記各原告が本件事故によって被った精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの本件事故後の個別事情を考慮しても原則として被告東電が公表している賠償基準の額である180万円（平成24年8月末まで1月当たり10万円）を超えることはない」「これは、一般的に放射線に対する感受性が高いといわれている子どもとの関係でも変わりはない」と説示し、同区域に居住していた原告らの請求をいずれも棄却した。

これらの裁判例との対比からも、旧緊急時避難準備区域の居住者に対する慰謝料は、被告の公表賠償基準に基づく金額の範囲にとどまることは明らかであり、原告らの慰謝料請求には理由がない。

2 旧避難指示解除準備区域

旧避難指示解除準備区域については、本件事故後長期間にわたり避難を余儀なくされた事実があるものの、被害の実情を踏まえて精神的損害及びそれ以外の名目により各種の手厚い賠償がなされており、避難指示解除後の区域の状況も踏まえると、中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準に基づく賠償額を超える損害は認められない。

以下詳述する。

(1) 区域の客観的状況

本件事故後の南相馬市内の旧避難指示解除準備区域の客観的状況については、「被告準備書面（6）」「被告準備書面（12）」において詳述したとおりである。

旧避難指示解除準備区域においては、空間放射線量が年間20ミリシーベルトを大きく下回ることが確認され、インフラの復旧状況等も踏まえて自治体とも協議の上で平成26年4月から平成29年4月までの間に順次避難指示が解除されている。このうち特に南相馬市内の旧避難指示解除準備区域に関しては、平成28年7月12日をもって避難指示が解除されている。

そのため、旧避難指示解除準備区域においては、避難指示の解除後においては帰還して居住し得ないという状況ではなく、「被告準備書面（6）」38～44頁で整理したとおり、自治体も復興のための施策に注力しており、実際に相当数の住民が帰還して生活を再開している実情にある。

したがって、避難指示の解除後相当期間が経過してもなお帰還しない選択をする者があったとしても、それは本件事故による避難を余儀なくされているものではなく、各自の任意の判断に基づくものといわざるを得ず、法律上保護される利益の侵害が継続しているということはできない。

また、帰還しない場合でも、どこに居住するかについては誰にも強制されないものであり、帰還又は移住のいずれの場合であっても、平穏な生活を回復するために必要かつ合理的な財産的損害の賠償がなされることにより、平穏な生活を再建することは可能である。

(2) 被告による賠償の概要等

旧避難指示解除準備区域の居住者に対する賠償の概要については、「被告準備書面（12）」5～8頁において述べたとおりである。

被告は旧避難指示解除準備区域の居住者に対し、実際に避難指示が解除された時期や、移住等により避難を終了した時期を問うことなく、本件事故後6年経過時点で避難指示が解除されたものと同等の賠償を行うものとして、平成23年3月から同30年3月末までの7年1か月分を対象に、時間の経過による賠償額の低減を行うことなく精神的損害として月額10万円の計算による賠償を行っており、賠償額は1人当たり850万円となる。

これは、中間指針等においては避難指示解除後の相当期間（1年）経過後までは、法律上保護される利益の侵害があるものとし、当該期間分に相当する賠償が求められているところ、被告は、避難指示の解除の時期にかかわらず、さらには実際の避難の終了時期を問わず一律に平成30年3月までの85か月分として850万円を賠償しているものである。

これに対し、南相馬市内の旧避難指示解除準備区域については、實際には平成28年7月12日に避難指示が解除されていることから、避難指示解除時点から約1年8か月強の期間にわたり1人月額10万円の計算による精神的損害の賠償が継続され、避難指示解除後の相当期間（1年）経過後までの期間に応じた慰謝料を優に上回る賠償を実施していることとなる（仮に中間指針等に従い避難指示解除後の1年経過後まで月額10万円の計算により精神的損害の賠償額を計算すると、770万円となる。）。

また、このような精神的損害に対する賠償とは別途に、避難費用、一時立入費用、営業損害・就労不能損害、土地・建物・家財等の財物損害等、各種の項目による賠償がなされ、さらに住居確保損害の賠償がなされている。

(3) 公表賠償基準に基づく賠償額に加えて慰謝料としてさらに賠償されるべき部分がないこと

上記（2）のとおり、旧避難指示解除準備区域からの避難者については、各種の項目による賠償がなされており、これに加えて慰謝料として1人当たり850万円が賠償されている。

このような賠償の枠組みにより、原告らのうち旧避難指示解除準備区域に居住していた原告らに対しても、精神的損害の名目での賠償を除き、世帯単位の賠償額は約4300万円～約1億8000万円規模にのぼっている（精神的損害名目での賠償を合わせた世帯単位の賠償総額は約6700万円～約2億3000万円規模となる。）。

上記のとおり、南相馬市内の旧避難指示解除準備区域においては、空間放射線量が年間20ミリシーベルトを大きく下回ることが確認されているのみならず、インフラの復旧状況等を踏まえて自治体とも協議の上で平成28年7月12日に避難指示が解除されており、実際に相当数の住民が帰還して生活を再開している実情にある。

このような状況の下、解除後相当期間が経過してもなお帰還しない選択をする者があったとしても、それは本件事故により避難を余儀なくされているものではなく、各自の任意の判断に基づくものといわざるを得ない。

被告は、移住を選択した者に対しても、帰還をする者に対しても、宅地・建物に係る財物賠償に加えて住居確保損害の賠償を行っており、帰還又は移住のいずれを選択するにしても、平穏な生活を回復するために十分な金額の賠償がなされているのであり、これにより平穏な生活を再建することが可能となっている。

こうした状況に照らせば、遅くとも避難指示の解除から相当期間が経過した後は、実際に帰還しているか否かにかかわらず法律上保護される利益の侵害の継続は認められない。

この点については、本件事故に関する前掲福島地判平成29年10月10日も、「双葉町、大熊町以外の居住制限区域、避難指示解除準備区域については、既に避難指示が解除され、又は概ね平成29年3月頃までの解除が見込まれており（証拠略），避難指示の解除によって直ちに精神的損害の発生が終了するものではないが、解除後一定期間の経過により精神的損害の発生も終了する」（同判決・291頁）と説示し、850万円を超える精神的損害を認めなかつた。

この点、被告が賠償している850万円という金額は、中間指針等において、月額10万円の避難慰謝料・日常生活阻害慰謝料の算定を基礎として、避難指示解除後の相当期間（1年）にわたって、本件事故発生直後と同額の賠償を継続することが定められていることを踏まえて決定した金額である（なお、上記のとおり、被告は、平成29年3月よりも早くに避難指示が解除された区域も多数ある中で避難指示の解除の時期にかかわらず一律に平成30年3月までの85か月分として850万円を賠償しており、とくに南相馬市内の旧避難指示解除準備区域の解除が平成28年7月12日であることを踏まえると、避難指示解除後の相当期間（1年）経過後までの期間に応じた慰謝料を優に上回る賠償を実施している）。

このような賠償額は、上記の裁判例との比較からも、これら区域の居住者に生じた精神的苦痛を慰謝するに十分な金額である。本件において原告らは、精神的損害に対する填補が十分でないとして、慰謝料各3890万円（避難慰謝料として1890万円、故郷喪失慰謝料として2000万円）の賠償を求めるものであるが、上記のような賠償実績にも鑑みると、慰謝料としてさらに賠償されるべき部分があるとは到底評価し得ない。

また、原告らの中には、住居確保損害の賠償を受け移住を完了している原告らもあり、これらの原告らは移住先において新たな生活を再建しているものと考えられる。

この点、本件事故に関する東京地判平成31年3月27日（乙A237）は、避難生活により生じる精神的損害に関し、「避難指示等により避難を余儀なくされたものの、仮設住宅や借上住宅等での生活を終え、自らの選択によって住居を確保し、当該住居での生活を新たに開始した場合には、避難生活によって生じる精神的損害のうち、避難生活の不便さによる苦痛については、それ以降、発生しなくなるものと考えられる。

さらに、当該住宅の所有権を取得している場合には、もはや、当該住居は新たな生活の本拠と評価することが相当であり、当該住居に居住を開始して以降は、避難生活の継続によって平穏生活利益が経時に侵害されることにより発生する損害については、新たに発生するものではないと考えるのが相当である。」と説示している。

かかる説示を踏まえると、本件においても、例えば原告番号9の世帯では平成26年12月（本件事故発生から46か月目）に住居を取得し移住をしており、以後は避難生活の継続による精神的損害が発生しないこととなるが、そのような中でも被告は中間指針等を踏まえた公表賠償基準に基づき、1人当たり850万円の賠償を行っている。

以上を踏まえると、原告らに対し、既払い金に加えて慰謝料としてさらに賠償されるべき損害があるとは到底評価し得ない。

（4）他の裁判例との比較からも十分な賠償金額であること

生活の本拠からの隔離を余儀なくされたこと等により、平穏な生活が侵害された事案における過去の裁判例における慰謝料の算定例は以下のとおりである。

①ハンセン病事件に関する熊本地判平成13年5月11日判時1748号30頁

本事案は、ハンセン病が人から人にうつる伝染病であり、その予防としては強制隔離しかないとして、らい予防法に基づき、長期間社会や家族から切り離される等を余儀なくされたことから人格評価を含めた極めて深刻な差別や人格権侵害があったとして、これによる損害の賠償を求めた事案であるところ、本事案において包括一律慰謝料として認容されたのは、1人当たり800万円～1400万円であった。

この事案では、長期間にわたる収容所・療養所での生活強制、社会からの強制隔離等による慰謝料を求めたものであり、身体拘束だけではなく、個人の尊厳も大きく侵害されているが、被害期間が最短の原告でも23年間の被害を受けたとされているところ、この場合の慰謝料額としても認容されたのは1人当たり800万円～1400万円程度であった。

②擁壁崩落事案に係る徳島地判平成17年8月29日判例地方自治278号72頁

本事案は、山腹斜面に設置された擁壁が損壊し、崩落した土砂等により建築した建物が損壊した事故に関して、土地建物を所有する原告が、土砂等によって建物が損壊し、当該建物に居住するために修繕工事を余儀なくされたことから、土地建物の購入費用相当額等を請求するとともに、長年の夢を実現して土地建物を購入した後、わずか3か月で崩落事故によって土地建物を失い、県営住宅に移り住み、不便な生活を強いられるとともに、土地建物の住宅ローンの支払を余儀なくされたことによる精神的苦痛（1000万円）を主張して、損害賠償を求めた事案であるところ、本事案においては、建物の購入費用相当額の賠償を認めるとともに、慰謝料の額は300万円を下らないと判断されている。

この件の原告は、平成9年9月の崩落事故発生後に避難し、判決が言い渡された平成17年時点ではなお県営住宅に居住していることから、自宅を失い帰宅できない期間は少なくとも約8年となっている。

③生活保護基準を下回る劣悪な環境下での生活を長期間余儀なくされていた事案に関するさいたま地判平成29年3月1日賃金と社会保障
1681号12頁

本事案は、被告が管理する宿泊施設での生活を余儀なくされ、被告から生活保護費を不当に搾取されていた原告らが、生存権等の人権を侵害されたと主張して、慰謝料等の賠償を求めた事案である。

本事案においては、原告らは「生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされていた」とし、約6か月間このような生活を余儀なくされていた原告には10万円の慰謝料を、約5年6か月間このような生活を余儀なくされていた原告には20万円の慰謝料を、それぞれ認容している。

このように、約5年6か月もの間「生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされていた」ことに係る精神的苦痛であってもその慰謝料としては20万円と認定されているところである。

④ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りにより精神的損害を被ったとして国に対して損害賠償請求をした事案に関する奈良地判平成22年3月30日（Westlaw Japan文献番号2010WLJPCA03306005），大阪高判平成23年7月13日（Westlaw Japan文献番号2011WLJPCA07136001）

本事案は、ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りによって、3～4年という期間にわたって仮設住宅への避難を余儀なくされ、精神的損害を被ったとして1人当たり600万円の精神的損害の

賠償請求をした事案であるところ、控訴審の大蔵高裁は、長年住み慣れた住居を離れて仮設住宅での日当たりが悪く、プライバシーがないなど不自由な生活を続けることを余儀なくされたと判断した上で、「転居するに当たり居住地に所有する財産等については適切に評価され転居そのものについても考慮され、補償されたとしても、精神的な損害がすべて填補されたとは認められず、損失補償がされたとの事情を加味しても、控訴人らが受けた精神的苦痛を金銭評価すれば、控訴人ら1人当たり90万円が相当である」と判断したものである。

当該事件の原告らは、仮設住宅での不自由な生活や共同体の破壊などの事情を慰謝料請求の根拠事情として主張していたものと認められるが、大阪高裁判決は、慰謝料の調整的・補完的機能も考慮の上で、財産的な損害の填補がなされていることも踏まえて、3～4年に及ぶ仮設住宅での避難生活に対する慰謝料として90万円を認容している。

⑤じん肺患者が起こした損害賠償請求に関する裁判例

(i) 炭鉱労働者のじん肺患者が起こした損害賠償請求に関する福岡高判平成13年7月19日判タ1077号72頁

本件は、福岡県の炭鉱で働き、じん肺に罹患した元従業員あるいはその相続人が、炭鉱経営企業及び国を被告として、財産的損害、非財産的損害を含む包括的な損害に対する賠償として慰謝料3000万円等の支払を求めた事件の控訴審判決である。

本事案においては、財産的損害の要素も加味し、損害の総体を慰謝料として評価するとした上で、「本件従業員らは、徐々に悪化（進行性）していく不治の病（不可逆性）に罹患したことに先ず重大な精神的衝撃を受け、罹患者が次々と悲惨な最期を遂げていく状況を見て、更に自己の将来に強い不安を抱いていることが認められる」、「症状も（中略）咳痰症状に始まり、動悸、息切れ、呼吸困難等が徐々に強くなり、次第に疲れやすく、少しのことで風邪を引き、治りにくくな

り、やがて、仕事を初め〔原文ママ〕、生活全般が困難となっていき、家族の援助・看護がなければ日常生活を行えないようになり、呼吸困難の発作が生じ、安眠ができなくなったり、寝たきりとなつて常時酸素吸入を必要とするようになり、入退院を繰り返し、気管切開により呼吸管理をしなければならなくなるなどして、ついにはじん肺死することも少なくなく、程度の差はあれ、肺機能の障害が高度化していくことによる全生活の制限と呼吸困難等に伴う肉体的苦痛を受けていることが認められる」、「管理区分の上昇、合併症の発症による療養の必要性の現実化とともに、肉体的苦痛に生活上の苦痛が加わり、精神的苦痛も飛躍的に高まっていくから、それに応じた評価をしなければならない」、「最後に、じん肺死は、最も重大な呼吸困難の中で苦しみ続けたまでの悲惨な死であり、特別に考慮しなければならない」と説示した上で、じん肺法が定める管理区分や合併症の有無により、包括一律慰謝料として1000万円（管理2で合併症のない場合）から2500万円（じん肺死の内一定の要件を充たす場合）の損害額を認めている。

（ii）石綿工場の労働者のじん肺患者が起こした損害賠償請求に関する大阪地判平成24年3月28日判タ1386号117頁

本件は、石綿工場で石綿製品の製造・加工作業、運搬作業に従事して石綿粉じんを吸引した結果、石綿肺、肺がん等に罹患したと主張する元従業員又はその相続人が、国を被告として、生存している者について3000万円、死亡した者について4000万円の包括一律慰謝料の支払を請求した事案である。

本事案においては、石綿肺、肺がん、中皮腫等の症状や生存率について認定した上で、原告らにつき「元従業員らは、普段から咳や痰に苦しんでいるが、風邪をひきやすく、治りにくくなり、風邪をひくと一層咳や痰に苦しみ、安眠できず、介抱する家族も十分な睡眠をとれ

ない状態になる」，「石綿関連疾患が快方に向かう見込みはなく，元従業員らの中には，次第に悪化し，やがて寝たきりとなり，常時酸素吸入を必要とする様になり，ついには苦しみのうちに死を迎えた者もいる」等と認定した上で，じん肺管理区分や合併症の有無により，1000万円（管理2で合併症がない場合）から2500万円（石綿肺（管理2・3で合併症あり又は管理4），肺がん，中皮腫，びまん性胸膜肥厚による死亡の場合）の基準慰謝料額（包括一律慰謝料）を定めた上で，労災保険給付や石綿健康被害救済法に基づく給付の受給や喫煙歴を考慮した減額調整（いずれの場合も基準慰謝料額から10分の1を減ずる。）を行うなどして，慰謝料額を認定した。

⑥小括

以上のとおり，①23年間もの長期にわたり社会や家族から切り離される等の極めて深刻な差別や人格権侵害被害を伴うハンセン病患者の一部に対する包括一律慰謝料としての慰謝料額が800万円～1400万円，②擁壁崩落事故により自宅を失い，約8年もの間県営住宅で暮らしている事案における慰謝料額が300万円，③約5年6か月にわたって生活保護費を不当に搾取され，生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされたことに対する慰謝料額が20万円，④ダムの試験湛水を原因とする地滑りによって，3～4年という期間にわたって仮設住宅への避難を余儀なくされたことに対する慰謝料額が90万円，⑤進行性・不可逆性の病であるじん肺に罹患した場合であっても（管理2で合併症がないものでは）慰謝料額が1000万円とされている。

旧避難指示解除準備区域においては，本件事故後長期にわたって生活の本拠から隔離されているものではあるものの，具体的な健康影響が生じているものでもなく（少なくとも本件では具体的な健康影響が生じたことを前提とした慰謝料は問題とされていない），また，避難

先での生活自体も特段の制限を受けていないのであるから、23年間もの長期にわたって極めて強い制約を受けた上記①のハンセン病の事案における慰謝料と同等の慰謝料を上回る損害が本件で認められるものとは到底考えられない。

第5 弁済の抗弁

以上のとおり、原告らについて、いずれも中間指針等を踏まえた被告の公表賠償基準を超える精神的損害が認められないが、仮に被告の公表賠償基準を超える損害が認められるとしても、それら精神的損害に対しては弁済の抗弁が成立する。以下、その詳細を主張する。

1 弁済の抗弁に関する基本的な考え方：被告が弁済の抗弁として主張する既払い金の合計額が費目を問わず弁済充当されるべきであること

（1）本件事故に基づく損害賠償請求権である以上、損害の費目を問わず請求権として1個であること

本訴訟において、原告らは本件事故によって被った精神的損害の賠償を求めていたが、同一の加害行為による財産的損害と精神的損害は、その賠償の請求権は1個であり、両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合、訴訟物は1個である（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁⁶。かかる判例の考え方を以下「訴訟物1個説」という。）。

不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟における訴訟物の個数に関する見解としては、大きく分けて、侵害された損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する見解と、1つの侵害行為に基づく損害賠償

⁶ 慰謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するから、それぞれの請求額を超えて認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上の損害とを相互に融通して認容することができるとした。

請求権である以上は損害の内容や性質を問わず全ての損害を包括して1個の請求権のみが成立するという見解が成り立ち得るところ、かつては侵害された損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する前説の見解が有力であったものの、前掲最判昭和48年4月5日は最高裁として初めてこの問題を正面から判断し、財産的損害と精神的損害は請求権及び訴訟物としては1個であるという立場をとることを明らかにしたものである（同判決に関する最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）454頁）。

また、前記「第3」2(1)のとおり、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』〔窪田充見〕（有斐閣、2017年）880頁）ことが指摘される。このような慰謝料の補完的機能は、慰謝料の算定・評価は財産的損害と一体的になさるべきとの考え方にもとづいているから、一般的な慰謝料の補完的機能の場面とは反対に、財産的損害が十分であることは、慰謝料の算定にあたって考慮される必要がある。

判例上も、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は「上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまるこことを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるか否かが慰謝料額の認定にあたって考慮されるべき重要な要素であるとするものであり、このような判断には、財産的損害と慰謝料

を1つの請求権と捉えることが前提となっている。

このように、財産的損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、精神的損害の請求に対して裁判所が（1つの請求権を構成する）財産的損害と精神的損害の内訳に拘束されることなく損害を認定する可能性が否定できない以上、下記（2）で述べるように、これに対応する弁済の抗弁の対象としても、精神的損害と財産的損害の別を問うことなく既払い金が弁済として充当されるべきことは当然の理である。

（2）一部請求における弁済の抗弁の判断方法について

上記（1）のとおり、1つの侵害行為に基づく損害賠償請求権については、全ての損害を包括して1個の請求権が成立するというのが最高裁判例の立場である。そうすると、本訴訟において、本件事故による損害のうち慰謝料のみについて賠償を求める原告らの請求は、一部請求であると捉えられる。

一部請求に対して既払い金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、判例上、まずは各原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払い金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされており（いわゆる「外側説」。前掲最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁。なお、同判決以前においても、すでに外側説が実務の大勢を占めていたとの指摘がある（同判決関する最高裁判所判例解説民事編昭和48年度454頁の脚注14）。），これが裁判実務における確立した取り扱いとなっている。

外側説の妥当性に関しては、最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁が「まず、当該債権の総額を確定し、その額から自働債権

の額を控除した残存額を算定した上、原告の請求に係る一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度でこれを認容すべきである」との判示に続き、「けだし、一部請求は、特定の金銭債権について、その数量的な一部を少なくともその範囲においては請求権が現存するとして請求するものであるので、右債権の総額が何らかの理由で減少している場合に、債権の総額からではなく、一部請求の額から減少額の全額又は債権総額に対する一部請求の額の割合で案分した額を控除して認容額を決することは、一部請求を認める趣旨に反するからである」と簡潔に述べるとおりである。

(3) 訴訟物1個説及び外側説からの帰結

こうした訴訟物1個説及び外側説に即せば、本訴訟においてもまずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で、そこから財産的損害と精神的損害の別を問わずに既払い金が弁済の抗弁として控除され、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求が棄却されることとなる。

なお、原告らは、本件事故により被った精神的損害に「避難慰謝料」と「故郷喪失・変容慰謝料」という呼称を付し、両者は別個のものであって「避難慰謝料」の賠償をもって「故郷喪失・変容慰謝料」の賠償もなされたと評価することは許されないと主張する(「原告ら準備書面(104)」)。

しかし、これらはいずれも本件事故による1個の損害賠償請求権のうちの一部である精神的損害の内容について殊更に呼称を付したものに過ぎないのであって、別個の請求権に属するものではないことは論を俟たず、被告の弁済が前者に限って充当される理由はなく、原告らの主張は明らかに失当である。

(4) 当事者の合理的意思の観点からも既払い金が費目を問わず損害に充当されるべきであること

上記（1）～（3）で述べたとおり、現在の確立された判例法理に基づくと、本訴訟においては、まずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で、そこから財産的損害と精神的損害の別を問わずに既払い金を充当する取り扱いをすべきこととなるが、このような取り扱いは当事者の合理的意思にも合致するものである。

すなわち、本件事故による損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものとなることが予想される中、中間指針等は「被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要」から、「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした」として（平成23年8月5日に公表された中間指針「はじめに」），中間指針に続いて、同年12月6日に中間指針第一次追補（「自主的避難等に係る損害について」），同24年3月16日に中間指針第二次追補（「政府による避難区域等の見直し等に係る損害について」），同25年1月30日に中間指針第三次追補（「農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について」），同年12月26日に中間指針第四次追補（「避難指示の長期化等に係る損害について」）を順次提示している。

このように中間指針等が順次提示されたことを受け、被告はこれら中間指針等を踏まえ、多岐にわたる賠償項目について公表賠償基準を順次策定し、公表のうえ、累次にわたって請求を受け付け、賠償を実施している。

具体的には、直接請求手続やADR手続を通じ、精神的損害（避難生活に伴う精神的損害、移住を余儀なくされたことによる精神的損害、要介護者等への増額分等を含む）のほか、避難・帰宅等に係る費用、家賃に係る費用、一時立入・検査受診等に伴う移動費用、就労不能損害・営業損害、避難指示解除後の早期帰還に伴う追加的費用、生命・身体的損

害、財物（宅地・建物・借地権、田畠、立木等）、住居確保損害、住宅等の補修・清掃費用、家財（一般家財のほか、仏壇等）、墓石等の修理・移転に要した費用、自動車、償却資産・棚卸資産、自主的除染に係る費用等、極めて多岐にわたる項目ごとに公表賠償基準を順次策定・公表し、これに基づく請求の受付と賠償を行っているものである。

また、多数の被害者に対する迅速な救済という観点から、被告の公表賠償基準に含まれる賠償項目の中には、個々の被害者に実際に生じた損害についての主張や疎明を求めるうことなく、被害を類型的に把握し賠償額を算定する方式がとられているものも複数存するほか（世帯構成及び構成員の人数により算定される家財賠償、「通院交通費等の生活費の増加分」や「実費」との名目での包括的賠償、旧緊急時避難準備区域内の中学生以下の子供に対する精神的損害及び生活費増加分の一括賠償等）、住居確保損害の賠償のように、その名称を一瞥したところでは財物に係る賠償であるかのようにみえるものの、実際には元の住居の時価相当額とは別途に、新たな住居における平穏な生活の回復のために賠償される費用などもあり、必ずしも個々の項目に対応する形で各被害者に生じた損害が正確に評価・算定されているものではない。

このような請求・賠償の方式に鑑みると、当事者の合理的意思としては、項目ごとにそれに対応する損害を確定させるというものではなく、種々の項目での賠償が最終的に本件事故により生じた各人の損害を全体として填補するに足りる賠償総額に満つるようにするという趣旨のもとで順次請求・賠償がなされていること、すなわち特定の項目に対するものとして賠償されても、損害の全体に対する弁済として支払われるものとする趣旨であったことが明らかである。他方、請求項目ごとにみると実損害を超える支払が生じていることが判明した場合に、他の項目への充当をすることなく項目ごとに精算を行うことは迂遠であり、当事者がそのような意思で請求・賠償を行っているものでないことは明白である。

この点については、本件事故に関する札幌地判令和2年3月10日（乙A235）も、「被告東電は、既に原告らの一部に対して賠償しているが、それは、本件事故により原告らに生じた財産的損害と精神的損害に対して支払われたものであり、当事者の合理的意思を解釈すると、仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとはうかがわれない。」と説示するとおりである（札幌地判令和2年3月10日155頁（乙A235））。

（5）裁判例

ア 本件事故に関する前掲札幌地判令和2年3月10日

上記（4）のとおり、本件事故に関する前掲札幌地判令和2年3月10日155頁（乙A235）は、弁済の抗弁に関し、当事者の合理的意思の解釈を根拠に、「仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとはうかがわれない」ことから、「各原告に生じた損害の総額から、被告東電が既に各原告に対して賠償した金額」を控除するとの判断を示し、各原告について、財産的損害と精神的損害の既払い金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

イ 本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日

上記のような弁済の抗弁の考え方は、本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日（乙A243の1及び2）においても認められている。

すなわち、千葉地裁判決の原告で、自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば、世帯番号1についてみると、精神的損害のみを賠償請求していた世帯番号1の原告1-1（妊婦であった者）に対して、被告東京電力は「①精神的損害及び追加的費用」として40万円を、「②追加的費用」として20万円を裁判外で賠償していたところ（別紙23），千葉地裁判決は当該原告に対する避難慰謝料として60万円を認容した上で、上記①と②の合計60万円を全額既払い金として充当して控除し（別紙24），認容額は0円（請求棄却）と判断している。

また、世帯番号3（原告は1名）は、避難交通費等の財産的損害と精神的損害をともに賠償請求していたところ、千葉地裁判決は損害額を146万0740円と認定し（うち精神的損害の認容額は30万円），これに対して、ADR手続で支払われた金員を含めた既払い金の全額である131万1990円について既払い金として充当して控除し、その残額の14万8840円のみを認容したものである（別紙25。なお、当該世帯については世帯構成員間での弁済の充当もされており、この点については後述する。）。

このように、同判決も精神的損害と財産的損害の別にかかわらず、特に両者の区別を認めないで、既払い金の控除を行っている。

ウ 本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日

さらに、同じく本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日（乙A270）は、弁済の抗弁に関し、「各原告の損害額を認定し、かかる損害額全体から、被告東電が本件事故に係る賠償金として各原告に支払った金額を控除し、なお残額が存在する場合には、その残額に相

当因果関係が認められる範囲の弁護士費用（残額の1割程度）を上乗せした金額を認容する。」と説示し、精神的損害と財産的損害をあわせた損害額の全体から、被告が直接賠償手続により支払った既払い金の全額を費目を問うことなく弁済充当している。

（6）小括

以上により、精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体に対し、被告が弁済の抗弁として主張する既払い金の合計額が財産的損害と精神的損害の別を問わず弁済として充当されるべきである。

2 本訴訟における弁済の抗弁の主張

もっとも、本訴訟においては、精神的損害という原告らの請求項目に名目上対応する既払い金のみを弁済の抗弁として主張していたという審理経過に照らし、また結審を目前に控えた現状にも鑑み、以下の名目による賠償分に限って弁済の抗弁を主張する。これらの名目での賠償分が弁済の抗弁を構成する理由等については、「被告準備書面（20）」において主張したとおりである。

- ①精神的損害としての賠償分（避難指示等に係る精神的損害のほか、旧緊急時避難準備区域の学童賠償、18歳以下の子供・妊娠婦の避難先に自主的避難等対象区域が含まれる場合等の精神的損害・生活費增加分の賠償、入通院慰謝料を含む。）
- ②旧緊急時避難準備区域の居住者に対する「通院交通費等の生活費の增加分」名目での賠償分
- ③旧避難指示解除準備区域の居住者に対する「住居確保損害」名目での賠償分
- ④一部の特定の原告に対し実損害を超えて賠償されている過払金

3 世帯内の構成員間での弁済の充当が認められること

(1) はじめに

被告は、原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていること、本件事故により発生した損害賠償請求権は1個の請求権を構成するものであることに鑑み、原告らが所属する世帯に対してなされた賠償額のうち被告が弁済の抗弁として主張する額に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が弁済の抗弁額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯構成員間での弁済の充当は、精神的損害・財産的損害の別を問わず、かつ本訴訟の原告であるか否かの別を問わないものであることを主張する。

(2) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分を一括して受領していること

被告による賠償は、中間指針等を踏まえて被害者1人1人について個別に賠償金額が計算されているが、実際の支払は必ずしも被害者1人1人に対して個別に行っているものではない。

複数人の被害者で構成される世帯に属する被害者については、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告に請求し、請求を受けた被告は請求を行った代表者に対して当該世帯の構成員全員分をまとめて支払っている。

こうした請求及び弁済受領の実態に鑑みれば、世帯の代表者は請求においても弁済の受領においても権限をもって世帯の他の構成員を代理又は代理受領しており、事実として同一世帯を構成する複数の人員の各債権の受領を一括して行っているものといえる。

したがって、形式上・外観上は世帯の代表者に対してのみ賠償金の支払がなされており、世帯の他の構成員に対しては特段支払がなされていないとしても、かかる代表者に対する賠償金の支払は当該世帯の構成員

全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世帯内部における構成員同士の弁済の充当が認められなければならない。

また、仮に構成員同士の弁済の充当がなされないとすれば、世帯構成員のうち、既払い金を超える損害が認定された者に対しては請求が認容され、他方で過払いが生じている者に対しては別途に不当利得返還請求がなされ得ることとなるが、そのような処理は形式的かつ煩瑣である。すなわち、構成員同士の弁済の充当が認められることは原告にとっても利点があり、このような観点からも、充当が認められるべきである。

(3) 世帯で共通する部分がある損害として認めるべきこと

さらに、被告が支払う賠償金は、精神的損害のほかに、住居確保のための資金の賠償（いわゆる住居確保損害の賠償）、避難費用・一時立入費用等の賠償、世帯内の稼働者に対する就労不能損害、営業損害の賠償、世帯で保有（所有）して使用している土地・建物・家財等の財物損害の賠償など多岐にわたるが、財産的損害についても精神的損害についても、被告がその賠償基準に基づいて支払っている賠償金の多くの部分は、世帯の構成員に共通する損害の填補に充てられるべきものであり、世帯に対する賠償であると評価される必要がある。

すなわち、同一世帯は生計を共通にし、いわゆる「財布は1つ」の状態にある。たとえば不法行為の過失相殺（民法722条2項）に関する判例には、いわゆる「被害者側の過失」として「被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者」の過失を斟酌したものがあるが（最判昭和42年6月27日民集21巻6号1507頁），これは、同一世帯（家族）が経済的・社会的に一体であること（「財布は1つ」）を重要な考慮要素としたものと解される⁷。

⁷ 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為（下）」（青林書院、1985年）632頁、窪田充見「不法行為法（第2版）」（有斐閣、2018年）431～433頁。

本件事故によって生じた損害は、本件事故によって元の居住地での生活が継続できなくなり、世帯構成員全体がこれにより精神的損害や生活基盤をなす財産に係る財産的損害を受けたというものであり、その被害は世帯構成員に共通して生じている。これらの損害に対する賠償は、名目上は世帯構成員のうち1人の原告に対する既払い金であっても、その性質上は世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、実質的には、「財布は1つ」の関係にある世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われているといえる。したがって、賠償金は世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に当然に弁済充当されるべきであり、また、そのような充当を認めることが当事者の合理的意思にも合致する。

(4) 出捐の受益者が不可分であること

上記のように、被告による賠償金はその性質上、世帯構成員全員に共通する損害への填補を含むものであり、そのような世帯全体分の賠償金が世帯の代表者に一括して支払われているという実態にある。

翻って、そのような賠償の対象となった出捐によって利益を受けた者は誰か、という観点から検討するに、家族で行った移動・転居に係る費用の支出（交通費、引っ越し費用等）や、生活費の追加的な支出（家財道具購入費用や二重生活に伴う生活費増加分等）など、賠償の対象とされた出捐の多くは、当該出捐によって当該世帯が全体として利益を受ける性質のものであるといえる。

すなわち、これらの出捐によって、世帯構成員のうち誰が、いくら分の利益を受けたかを構成員ごとに分割して把握することはできないのであり、出捐によって世帯構成員全員が不可分に利益を受けているという実態にある。

このように、賠償の対象とされた出捐が世帯構成員全員に不可分に利

益をもたらしたものである以上、当該出捐に対する損害の填補としての賠償は、世帯構成員全体に対する損害への填補として支払われたものであると解することが損害の実態に沿うものであり、当事者の合理的な意思とも合致する。

この点からも、世帯内部における構成員間の弁済の充当を認め、世帯の1人に支払われた額が同人について認定された損害額を上回る場合にはその超過額が他の構成員の損害に対する弁済に充当されなければならぬ。

(5) 裁判例等

ア 本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日（乙A270）

本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日も、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば世帯番号17（原告番号43～46）に関し、各人に生じた損害の合計額から、各人に対する既払い金を控除すると、原告番号43につき62万4080円、同45につき17万円、同46につき8万9738円の過払いがあることを認定した上で、「同一世帯では原則として家計を共通にする」ところ、「名目上は上記各原告に対する支払であっても、実質的には、原告番号43らの世帯単位の財産的損害に係る賠償とみることができる」ことを理由に、原告番号43、45及び46に支払われた財産的損害に対する賠償金の超過額（合計88万3818円）を同44の損害に充当した結果、4名全員の請求を棄却した。

同様に、世帯番号5（原告番号13～16）についても、原告番号14について生じている財産的損害の過払い分を、原告番号13の損害に充当した。

このように、福岡地裁判決も、各原告世帯について世帯構成員間で既払い金を弁済充当したものであり、被告の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

イ 本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日

上記のような弁済の充当の考え方は、前掲千葉地裁判決においても認められている。

すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払い金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、弁済充当に際し、同一世帯内では、名目上うち1人の原告に対する既払い金であっても、世帯の構成員全体の損害に填補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充当することとした（以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする）。」と述べて世帯構成員間での弁済充当の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払い金を充当して債務に充当した（乙A243の1の371頁）。

具体的には、千葉地裁判決の原告で自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば世帯番号3に対する損害認容額は同判決の別紙25のとおりであり（乙A243の2の437頁），損害額を146万830円と認定した上で、世帯内の訴外の者に支払われた金員を含めた131万1990円全額について既払い控除額として認めており、認容額は14万8840円と判断をした。

同じく世帯番号4についても、原告となっていない同一世帯構成員に対して支払われた72万円について、原告に対する既払い控除額として認めている（乙A243の2の435頁の別紙23、442頁の別紙28）。また、世帯番号2については、原告間における同一世帯内の弁済充当を認めている（乙A243の2の35頁の別紙23、437頁の別紙25）。

このように、千葉地裁判決は、自主的避難等対象区域に居住していた者について、精神的損害と財産的損害の区別を認めず既払い金の控除を行っていることに加えて、各原告世帯について世帯内で既払い金を充当したものであり、被告の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

そして、このような世帯構成員間での弁済充当が認められるべきであるとの理は、自主的避難等対象区域の居住者に限られるものではなく、むしろ、世帯単位で避難費用・一時立入費用、就労不能損害、営業損害等の財産的損害が幅広く賠償の対象とされ、世帯内に共通する財産的損害の填補がより幅広くなされている旧避難指示解除準備区域や旧緊急時避難準備区域の居住者においても、より一層妥当するというべきである。

ウ 東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁

本件事故以外の事案においても、世帯内における弁済の充当を認めたものがある。

交通事故で人身傷害を受けた子の治療費等について、その親が人身損害に係る自賠責保険金50万円を受領した後、その弁済が過払いであることが判明した事案において、「とくに治療費の弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係にある場合には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならないものともいえないものである。したがつて、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済として受領したものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果をうるゆえんでもある。

さもないと、損害賠償債権は、過失相殺など当事者には不確定な要素があるため、弁済時に必ずしも損害額を確定できないことがあるから、親の債権額が最終的に弁済受領金額を下廻ることが判明したとき今まで当該弁済が同人の債権だけについてなされたということになり、債務者に酷に過ぎる（勿論、債務者には不当利得返還請求などの途が残されていないわけではないが、これでしかいけないとするといかにも形式的で煩瑣である。）ばかりでなく、当事者間の合理的な意思にも沿わないものというべきである。」と説示し、親に対する過払い分は親が子を代理して子の損害賠償請求権について弁済を受けたものとした。

かかる裁判例は、親子が経済的に同一体とみなすべき関係にあることや、当事者の合理的な意思等を理由に、弁済金の過払い分は親が子の代理人として受領したものと解して弁済の効力を認め、親に対する過払い分を子の損害に充当することを認めたものである。本訴訟においても、世帯の構成員への賠償に過払いが生じているのであれば、これを他の世帯構成員の損害に弁済として充当することが認められるべきである。

また、この裁判例は、債務者には不当利得返還請求などの方法があるものの、そのような途をとらざるを得ないことは形式的かつ煩瑣であるとして、弁済の充当を認めないことによる債務者の不利益を考慮している。本訴訟においても、被告が過払いを生じている原告らに対し不当利得返還請求をしなければならないこととするのは、紛争の一回的解決という観点からしても妥当でない。

したがって、本訴訟においても世帯構成員間の過払分の充当が認められるべきである。

（6）世帯内充当の方法

世帯構成員間で弁済の充当をする際には、当事者の合理的な意思及び

複数の債務の間で弁済の利益が等しい場合に各債務の額に応じて充当する民法の規定（民法490条、489条4号）に鑑み、世帯の構成員のうち特定の者に支払われた金額が、その者が被った損害の額を超える場合、超えた分については、その余の構成員の未賠償額の比率に応じ、その余の構成員に按分して充当されるべきである⁸。

第6 おわりに

以上のとおり、「避難慰謝料」と「故郷喪失・変容慰謝料」の両方を別個の損害として請求する原告らの主張は被侵害利益の誤った解釈に基づくものであって失当である。

他方、被告は、原告らに対し、それぞれの区域ごとの被害の実情に応じた精神的損害の賠償をしているほか、これとは別途に財産的損害についても手厚く賠償を行っており、これらの賠償により原告ら各自の損害はすでに填補されていると見るべきであって、支払済みの額を超えてさらに賠償されるべき慰謝料は認められない。

したがって、原告らの請求は全て棄却されるべきである。

以上

⁸ 具体的な按分の計算の方法としては、例えば、世帯の代表者であるAは80の損害を被りながら100の弁済を受領する（20の超過がある。）一方、Bは80の損害を被りながら50の弁済しか受領しておらず（30の不足がある。）、Cは70の損害を被りながら50の弁済しか受領していない（20の不足がある。）場合、Aに対する超過分である20は、Bに対する不足分である30とCに対する不足分である20の比率である3：2で按分し、Bに対して12、Cに対して8の弁済にそれぞれ充当すべきである。